

横浜市屋外広告物条例及び同解説

令和8年4月

横浜市都市整備局

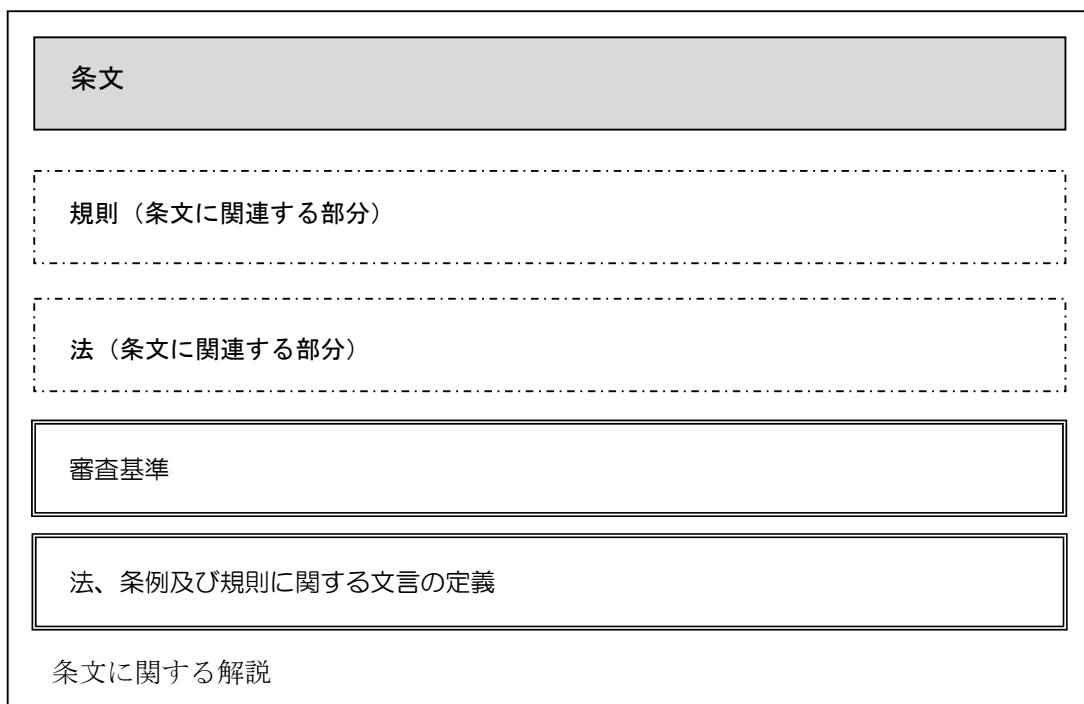
横浜市屋外広告物条例（平成 23 年 3 月 25 日条例第 13 号）及び同解説

〈目次〉

第 1 章 総則	3
第 2 章 広告物等の制限	8
第 3 章 監督	65
第 4 章 屋外広告業	69
第 5 章 横浜市屋外広告物審議会	80
第 6 章 雑則	83
第 7 章 罰則	87
附則	88
申請等の窓口	92

本解説の御利用にあたって

- 1 本解説は、横浜市屋外広告物条例における本市の取扱いを逐条解説の形式で示したものです。
- 2 本解説で引用した法令名は、次のような略称名を用いています。
法…屋外広告物法
条例…横浜市屋外広告物条例
規則…横浜市屋外広告物条例施行規則
- 3 本解説の構成は次のとおりとなっています。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(趣旨)

規則第1条 この規則は、横浜市屋外広告物条例（平成23年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

条例の目的を定めたものです。この条例は、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置や屋外広告業に関する規制を行うことで

- ・良好な景観を形成
 - ・風致を維持
 - ・公衆に対する危害を防止
- することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

- (1) 広告主 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置することを決定し、自ら又は屋外広告業者（第30条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）その他の事業者（以下「屋外広告業者等」という。）に委託する等の方法により、当該広告物等を表示し、又は設置する者をいう。
- (2) 施設管理者 広告物等が表示され、又は設置されている土地又は物件を管理する者をいう。
- (3) 自家用屋外広告物 自己の名称、氏名、住所、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するため、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する広告物等をいう。
- (4) 管理用屋外広告物 自己の管理する土地又は物件の管理上必要な事項を表示するため、当該土地又は物件に表示し、又は設置する広告物等をいう。

(定義)

規則第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(定義)

法第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

1 法第2条第1項の屋外広告物の審査基準

(1) 「常時又は一定の期間継続して表示されるもの」

法第2条第1項の「常時又は一定の期間継続して」とは、屋外広告物は、表示する期間ではなく、定着して表示されるものに限ることをいう。

(2) 「屋外で」

法第2条第1項の「屋外で」とは、屋外広告物が、建築物、自動車等の外側にあることを必要とすることをいう。

(3) 「公衆に」

法第2条第1項の「公衆に」とは、屋外広告物が単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の目的に照らして、建築物等の管理権等から総合的に判断することをいう。

(4) 「表示」

法第2条第1項の「表示」とは、屋外広告物は、一定の観念、イメージ等を表示することを必要とすることをいう。

2 条例第2条第4項の管理用屋外広告物の審査基準

条例第2条第4項の「管理上必要な事項」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自己の管理する土地又は物件に対する迷惑行為を予防するもの
- (2) 自己の管理する土地又は物件の交通整理、安全等に供するもの
- (3) 自己の管理する土地が更地で、当該更地を管理する者の氏名若しくは名称又は連絡先のみ示すもの
- (4) その他これらに類するもの

1 法第2条第2項の屋外広告業の定義

法第2条第2項の営業とは、広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいう。

2 屋外広告物を掲出する物件の定義

法、条例及び規則で規定する屋外広告物を掲出する物件とは、板面、枠、柱、基礎、照明装置その他これらに類するものをいう。

条例における用語の定義を行っています。本条例は法を根拠としており、これとの整合性及び補完性を図るため、条例の用語の意義は法に準拠していますが、不足のあるものについては本条で定義しています。

1 法第2条第1項の屋外広告物の解説

法第2条第1項に定める「屋外広告物」は、次の4つの要件が必要となります。

- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- (2) 屋外で表示されるもの
- (3) 公衆に表示されるもの
- (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

各要件に係る解釈は次のとおりです。

- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

「常時又は一定の期間継続して表示されるもの」とは、表示する期間ではなく、定着して表示されるものに限ることをいいます。例えば、電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有することになりますが、街頭で散布されるビラやチラシの類は屋外広告物になりません。

- (2) 屋外で表示されるもの

「屋外で表示されるもの」とは、屋外広告物が、建築物、自動車等の外側にあるもののみを規制対象とすることをいいます。したがって、これらの屋内にあるものであれば、屋外広告物になりません。

【屋内にあるものの例】

窓の内側から表示するもの

※ショーケースなどに広告物を表示する場合については、屋外から表示物の交換、掲出等を行う場合のみ屋外広告物として取り扱います。

- (3) 公衆に表示されるもの

「公衆に表示されるもの」とは、屋外広告物が単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の目的に照らして、建築物等の管理権等から総合的に判断することをいいます。例えば、単に屋外にある広告物であったとしても、閉鎖的な中庭に存在し、当該中庭に向かって表示するものや、駅等の改札口の内側に対して表示される改札口内の広告物などは、公衆に表示していないと判断し、屋外広告物になりません。ただし、敷地の奥まった場所に表示されている広告物や、隣地に高い建物が建ったことにより展望しづらくなった広告物でも、屋外に表示されているもので、公衆による展望が可能な場合は屋外広告物に該当します。

- (4) 表示

「表示」とは、屋外広告物は、一定の観念、イメージ等を表示することを必要とすることをいいます。例えば、ベニヤ板等にペンキ等を塗ったもので、絵画とは認められないようなものや、音響による広告は屋外広告物になりません。

2 法第2条第2項の屋外広告業の解説

屋外広告業の営業とは、広告主から屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいいます。したがって、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示又は設置（以下「表示等」という。）を業として請け負わない広告代理店や、広告物等の制作のみを行い表示等を行わない業者などは屋外広告業には該当しません。

なお、屋外広告業は、広告物等の表示等を行う営業であることから、元請、下請等の立場は問いません。

3 条例第2条第3号の自家用屋外広告物の解説

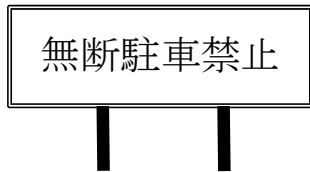
自家用屋外広告物は、自己の名称や営業内容等を自己の営業所等の敷地内に表示等するものをいいます。したがって、営業所等の敷地外に表示等されている広告物等や、その場所に営業実態のない広告物等などはこれに該当しません。また、ニュースや天気情報等を表示等する広告物等は、「自己の事業若しくは営業の内容等」を表示等しているものではないため、自家用屋外広告物には該当しません。

4 条例第2条第4号の管理用屋外広告物の解説

管理用屋外広告物は、「自己の管理する土地又は物件の管理上必要な事項を表示するため、当該土地又は物件に」表示等する広告物等です。「管理上必要な事項」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 自己の管理する土地又は物件に対する迷惑行為を予防するもの

【イメージ図】



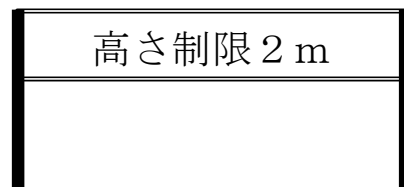
- (2) 自己の管理する土地又は物件の交通整理、安全等に供するもの

【イメージ図】

(交通整理に供するもの)

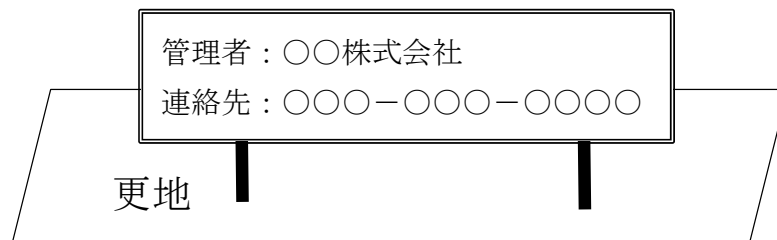


(安全に供するもの)



- (3) 自己の管理する土地が更地で、当該更地を管理する者の氏名若しくは名称又は連絡先のみ示すもの

【イメージ図】



- (4) その他これらに類するもの

(市の責務)

第3条 横浜市（以下「市」という。）は、この条例の目的を達成するため、市民に対する広告物に関する啓発、広告主及び屋外広告業者等に対する指導、関係行政機関及び関係団体との協力体制の充実その他の広告物に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために実施する広告物に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(広告主等の責務)

第5条 広告主は、この条例を遵守するとともに、広告物等の表示又は設置の委託等をした屋外広告業者等に、この条例を遵守させるために必要な措置を講じる責務を有する。

2 屋外広告業者等は、広告主と連携し、この条例を遵守する責務を有する。

3 広告主、屋外広告業者等及び施設管理者は、市がこの条例の目的を達成するために実施する広告物に関する施策に協力するよう努めるものとする。

条例の目的を達成するため、市、市民、広告主等が果たすべき責務について規定しています。良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止といった条例の目的を達成するため、市だけでなく市民や広告主等が一体となって取り組んでいくことが必要です。

第2章 広告物等の制限

(禁止地域等)

第6条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及びその周囲並びに指定され、又は仮指定されたものの周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域
- (3) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第31条第1項の規定により指定された地域及びその周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域
- (4) 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月横浜市条例第53号）第6条第1項又は第32条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第40条第1項の規定により指定された地域及びその周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域
- (5) 道路、鉄道及び軌道の区域並びにこれらに接続する地域で、別に市長が指定する範囲内にある地域
- (6) 河川、湖沼及び海岸並びにこれらの周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域
- (7) 古墳、墓地及び火葬場

2 前項の規定は、当該地域が同項第1号から第6号までに掲げる地域となった際現にこの条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置している広告物等（当該地域が同項第1号から第6号までに掲げる地域となった日以後にその表示の内容に変更を加え、又は改造し、若しくは移転したものを除く。）については、適用しない。

【関連告示（横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域（平成23年8月横浜市告示第410号））】

- 1 条例第6条第1項第2号の規定により指定する地域
次に掲げる地域とする。

文化財保護法により指定された建造物又は地域（以下「文化財等」という。）の名称	文化財等の所在地又は範囲	指定地域
三溪園	中区本牧三之谷58番1号	三溪園の敷地
関家住宅	都筑区勝田町1,220番地	建造物の敷地及びその周囲50メートルの範囲内の地域
旧横浜正金銀行本店本館	中区南仲通5番60号	建造物の周囲30メートルの範囲内の地域
横浜市開港記念会館	中区本町1番6号	建造物の周囲40メートルの範囲内の地域
旧内田家住宅	中区山手町16番地	建造物の周囲50メートルの範囲内の地域
旧横浜船渠株式会社第2号船渠（ドック）	西区みなとみらい2丁目2番1号	建造物の敷地
旧横浜船渠株式会社第1号船渠（ドック）	西区みなとみらい2丁目7番10号	建造物の敷地
氷川丸	中区山下公園地先	船舶の周囲50メートルの範囲内の地域

- 2 条例第6条第1項第5号の規定により指定する地域
次に掲げる地域とする。

道路、鉄道又は軌道 （以下「道路等」という。）の名称	指定地域	
	道路等の区域	道路等に接続する地域
国道466号線（第3京浜道路）	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
高速自動車国道東海自動車道（東名高速道路）	横浜市内の区域	
国道1号（横浜新道）	保土ヶ谷区常盤台41番地先から戸塚区上矢部町3,053番の3地先までの区域	
国道16号（保土ヶ谷バイパス・大和バイパス）	町田市側市境から保土ヶ谷区狩場町までの区域	
国道16号（横浜横須賀道路）	保土ヶ谷区狩場町から逗子市側市境まで及び金沢区釜利谷町から金沢区並木三丁目2番地の7地先までの区域	
県道高速横浜羽田空港線 （高速神奈川1号横羽線）	中区本牧ふ頭から川崎市側市境までの区域	道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域 （路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。）
県道高速湾岸線（高速湾岸線）	金沢区並木三丁目2番地の7地先から川崎市側市境までの区域	
市道高速湾岸線 （高速湾岸線・高速神奈川5号大黒線）	横浜市内の区域	
市道高速1号線（高速神奈川2号三ツ沢線）	横浜市内の区域	
市道高速2号線（高速神奈川3号狩場線）	横浜市内の区域	
市道高速神奈川7号横浜北線	横浜市内の区域	
高速横浜環状北西線	横浜市内の区域	
東海道新幹線	横浜市内の区域	鉄道の中心線から500メートル以内

- 3 条例第6条第1項第6号の規定により指定する地域
次に掲げる地域とする。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川（新横浜公園の区域を除く。）
- (2) 金沢区海の公園、柴町の一部、寺前二丁目の一部及び福浦三丁目（別図省略）

1 条例第6条第1項の解説

(1) 条例第6条第1項第1号の解説

第1号は用途地域による禁止地域です。都市計画法により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域が禁止地域となります。

(2) 条例第6条第1項第2～6号の解説

第2～6号については、告示により禁止地域を設定しています。現在国指定重要文化財や高速道路、東海道新幹線や海の公園の周辺及び河川区域を禁止地域として告示しています。

(3) 条例第6条第1項第7号の解説

第6条第1項第7号では古墳、墓地及び火葬場を禁止地域に指定しています。

2 条例第6条第2項の解説

条例第6条第2項では、既に許可を受けている広告物等の適用除外について定めています。用途地域の変更や禁止地域の追加等により、これまで許可を受けていた広告物等が禁止地域内に表示等されることとなった場合、禁止地域となる以前に許可を受けている広告物等については、広告物の表示の内容に変更を加え、又は広告物等を改造若しくは移転をしない限りは継続して許可を受けることができます。

(禁止物件)

第7条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯
 - (2) 街路樹、路傍樹及び道路の植樹帯
 - (3) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
 - (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (5) 信号機、道路上の柵、駒止、街灯、道路標識、道路元標、里程標、道路情報管理施設その他これらに類するもの
 - (6) 消火栓、火災報知機、指定消防水利標識及び防火水槽標識
 - (7) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、公衆便所、道路上に設置する変圧器及び配電器その他これらに類するもの
 - (8) 送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの
 - (9) 煙突、ガスタンク、給水タンク、貯水タンクその他これらに類するもの
 - (10) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
 - (11) 地下道その他これに類するものの出入口の上屋で道路上に設置されるもの
- 2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 電柱、街灯柱その他の支柱
 - (2) 消火栓標識
 - (3) バス停留所の標識及び上屋
 - (4) アーチ
- 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

条例第7条第1項第1号の「高架構造物」の定義

条例第7条第1項第1号の高架構造物とは、道路、通路又は鉄道等が地上から持ち上げられたもので、道路、通路、鉄道又は河川等を跨いで設置されるものをいう。

1 条例第7条第1項の解説

条例第7条第1項は全ての広告物等の表示等が禁止される物件を定めています。

2 条例第7条第2項の解説

条例第7条第2項では、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の表示等が禁止される物件を定めています。

3 条例第7条第3項の解説

条例第7条第3項では、道路の路面に広告物の表示を禁止しています。

(禁止広告物等)

第8条 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観又は風致を害するおそれのある広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

2 次に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等
- (2) 構造又は設置の方法が危険な広告物等
- (3) 風圧、地震その他の振動又は衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある広告物等
- (4) 道路交通及び海上交通の安全を阻害するおそれのある広告物等

本条で掲げる広告物等については第1条に掲げる目的の達成を妨げる恐れがあるため、基準への適合等に関わらず表示等することはできません。

(許可)

第9条 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(許可の申請等)

規則第3条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者（以下この条において「許可申請者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 許可申請者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の所在地
 - (3) 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の名称又は種類及び数量
 - (4) 広告物等を表示し、又は設置する期間
 - (5) 広告物等を管理する者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (6) 条例第20条第2項の規定により維持管理主任者を置く場合にあつては、その氏名並びに住所又は勤務先の名称及び所在地
 - (7) 広告物等の表示又は設置に係る工事を施工する者に関する次に掲げる事項
 - ア 商号、名称又は氏名及び住所又は所在地
 - イ 屋外広告業者にあつては、登録番号
 - ウ 条例第44条第3項の規定による届出をした者にあつては、届出番号
 - (8) 広告物等の照明装置の有無及びその種類
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 広告物等の位置、形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面
 - (2) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその近隣の状況を明示した図面
 - (3) 第6条第1項第1号の規定の適用を受ける広告物等に係る申請にあつては、当該広告物等を表示し、又は設置する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物の外面（以下この号及び次号並びに同項第1号及び第10号において「外面」という。）の面積を明示した図面（当該外面に現に表示し、又は設置されている広告物等がある場合にあつては、当該現に表示し、又は設置されている広告物等の表示面積（映像を表示する機能を有する照明装置（以下「映像装置」という。）を使用する広告物等にあつては、映像を表示する部分の表示面積及びその他の部分の表示面積。次号及び第5号において同じ。）を明示したものに限る。）
 - (4) 第6条第1項第10号アの規定の適用を受ける投影広告物（外面に対し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物をいう。以下同じ。）に係る申請にあつては、当該投影広告物を表示する外面の面積を明示した図面（当該外面に現に表示し、又は設置されている広告物等がある場合にあつては、当該現に表示し、又は設置されている広告物等の表示面積を明示したものに限る。）
 - (5) 広告塔及び第6条第1項第5号アに規定する広告板以外の広告板（以下「広告塔等」という。）に係る申請にあつては、当該広告塔等と他の広告塔等及び同項第10号エの規定の適用を受ける投影広告物との間の水平距離並びに当該広告塔等から水平距離1メートル未満の範囲内の他の広告塔等及び同項第10号エの規定の適用を受ける投影広告物の表示面積を明示した図面
 - (6) 条例第20条第2項の規定により維持管理主任者を置く場合にあつては、当該維持管理主任者が条例第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者であることを証する書面
 - (7) 条例第20条第2項の規定により維持管理主任者を置く場合にあつては、当該維持管理主任者が条例第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者であることを証する書面
 - (8) その他市長が必要と認める図書
- 3 市長は、第1項の許可をしたときは、遅滞なく、許可申請者に対し、許可書を交付するものとする。

市内に広告物等を表示等しようとするときには、表示等をする日の30日前までに許可申請を行い、市長の許可を受けなければなりません。なお、申請の際には規則で定める事項を記載した申請書と、同じく規則で定める添付図書を提出しなければなりません。

1 許可対象の広告物等とは

許可を受けなければならない「広告物等」とは、「広告物又は掲出物件」を指します（4頁目参照）ので、広告物を表示せずに掲出物件（白面の広告板や懸垂幕の掲出枠など）のみを設置する場合でも、あらかじめ許可を受けなければなりません。

2 許可申請者について

許可を受けなければならない者は、「広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者」ですので、広告主若しくは当該広告物等を設置する者（屋外広告業者等）がこれに該当しますが、当該広告物等の表示等に関する決定権限を有している広告主が申請者となるのが一般的です。

3 非自家用屋外広告物の申請について

非自家用屋外広告物を表示等する場合は、土地や建物所有者の承諾書が必要です。

4 建築基準法に基づく工作物確認について

表示等する広告物等の高さが4mを超える場合は建築基準法に基づく工作物確認を受けなければなりません。

5 その他のルールについて

表示等の場所によっては屋外広告物設置許可とあわせて都市計画法に基づく地区計画の届出や横浜市街づくり協議要綱に基づく街づくり協議等を行う必要があります。これらの地区に該当しているかについては、横浜市行政地図情報システム（i-マッピー）で確認することができます。

【横浜市地図情報ポータルサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/gis/mapportal.html>



〈屋外広告物設置許可とあわせて行う必要のある手続〉

- 道路法に基づく道路占用許可
 - 建築基準法に基づく工作物確認
 - 景観法に基づく景観計画の届出
 - 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観協議
 - 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく地区計画の届出
 - 横浜市地域まちづくり推進条例に基づき認定を受けた地域まちづくりルール及び地域まちづくりプランの手続
 - まちづくりルールに基づく協議
 - 横浜市街づくり協議要綱に基づく街づくり協議
 - 横浜市風致地区条例に基づく風致地区内の行為における許可
 - みなと色彩計画に基づく事前協議
- など

6 申請から許可等の処分を行うまでの標準処理期間

申請から許可等の処分を行うまでに通常要する標準的な期間（標準処理期間）は15日間（土日、休日等を含む）です。

(広告物活用地区)

第10条 市長は、活力ある街並みを形成し、又はその維持を図るため、その区域において広告物を積極的に活用する必要があると認めるときは、当該区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 市長は、広告物活用地区の区域内における広告物等の表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、第7条の規定の一部の適用を除外し、又は第16条第1項の規則で定める基準に代えて、当該区域の固有の基準を定めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域内において、活力ある街並みの形成又はその維持に特に寄与すると認められる行事、催物等のために表示し、又は設置する広告物等であり、かつ、その表示又は設置の期間又は時間が限られることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認められる場合で、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者と市長との協議が成立したときは、第6条第1項、第7条及び第16条第1項の規定の適用を除外し、当該者は、前条第1項の許可を受けたものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 市長は、前項の協議の成立に必要な基準（以下「協議基準」という。）を定めるものとする。

5 第3項の協議を行おうとする者は、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。

6 前項の規定による申出をした者（以下「協議申出者」という。）と市長とは、当該申出に係る協議の内容が、協議基準に適合するのみならず、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止により資するものとなるよう協議に努めるものとする。

7 市長は、前項の規定を踏まえた第3項の協議の結果、当該広告物等が協議基準に適合すると認めるときは、協議申出者に対し、当該協議が成立した旨を通知するものとする。

(景観保全型広告物規制地区)

第11条 市長は、良好な景観を保全し、又は風致を維持するため、その区域における広告物等の表示又は設置について特に規制を行う必要があると認めるときは、当該区域を、景観保全型広告物規制地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告物規制地区の区域内における広告物等の表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、第16条第1項の規則で定める基準に加えて、当該区域の固有の基準を定めるものとする。

(協議の申出等)

規則第3条の2 条例第10条第5項の規定による申出は、前条第1項各号に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。

2 前項の申出書には、前条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

地域の特性に合った基準を設置することができるよう定めています。

1 広告物活用地区とは

広告物活用地区では活力ある街並みの形成や維持を目的として、市長が指定する区域をいいます。ここでは、例えば条例では禁止物件とされる橋りょう、トンネル、道路などに広告物等を表示等することができるほか、広告物等の大きさを条例で定める基準よりも大きく表示等することができます。

令和4年4月1日から、広告物活用地区内で活力ある街並みの形成等に特に寄与すると認められる行事等のために表示等する広告物等について市長との協議が成立した場合、禁止地域、禁止物件、大きさ等の基準の適用を除外して表示等することが可能となります。それに伴い、指定された区域及び基準は次のとおりです。

【関連告示（横浜市屋外広告物条例に基づく指定区域及び同条例第10条第3項の協議の成立に必要な基準（令和4年3月横浜市告示第169号））】

- 1 条例第10条第1項の規定により指定する区域（以下「指定区域」という。）
指定区域は、横浜市内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域とする。
- 2 条例第10条第4項の規定により定める基準
協議の成立に必要な基準は、次のとおりとする。ただし、まちの活性化又は良好な景観の形成に寄与すると市長が特に認めたものはこの限りでない。
 - (1) 行事、催物等の主催者が次のいずれかに該当すること。
 - ア 国
 - イ 地方公共団体
 - ウ 公益法人
 - エ 横浜市の外郭団体
 - オ アからエまでの団体が主体的に参加する実行委員会等
 - カ ア又はイから行事、催物等の開催について推薦等を受けた団体
 - (2) 行事、催物等の内容が次のいずれかに該当すること。
 - ア 地域の振興
 - イ 観光の振興
 - ウ まちづくりの推進
 - エ 学術、文化及び芸術の振興
 - オ スポーツの振興
 - カ 国際相互理解の促進
 - キ 地球環境の保全
 - ク 青少年の健全な育成
 - ケ その他前各号に準ずる公益に関する目的を有するもの
 - (3) 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下これらを「広告物等」という。）を表示し、又は設置する期間が次のいずれかに適合すること。
 - ア 広告物等を表示し、又は設置する日から原則7日以内とし、再度同一の区域に広告物等を表示し、又は設置する場合は、前表示又は設置期間の5倍の日数を空けること。
 - イ 広告物等を表示し、又は設置する日から1年以内とし、1日当たりの表示時間が原則10分以内であること。
 - (4) 広告物等に商業広告を表示する場合は、当該商業広告の割合が次のいずれかに適合すること。
 - ア 条例第16条第1項第10号の投影広告物（以下「投影広告物」という。）の場合は、商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間と総表示面積の積で除して得た数値が原則3分の1以下であること。
 - イ 投影広告物以外の広告物等の場合は、次の各区分に応じ、それぞれに掲げる数値以下とすること。ただし、横浜市屋外広告物条例施行規則（平成23年7月横浜市規則第71号。以下「規則」という。）第3条第2項第3号に規定する映像装置（以下「映像装置」という。）を使用する広告物等にあつては、商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間で除して得た数値が次の各区分に応じ、それぞれに掲げる数値以下とすること。
 - (ア) 表示面積が10平方メートル未満の広告物等 当該広告物等の表示面積の10分の1
 - (イ) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満の広告物等 1平方メートル
 - (ウ) 表示面積が20平方メートル以上の広告物等 当該広告物等の表示面積の20分の1
 - (5) 広告物等の表示内容が法令及び公序良俗に反しないこと。
 - (6) 広告物等の表示内容が一般的に認知され、不特定多数が理解できるものであること。
 - (7) 投影広告物、映像装置を使用する広告物等又は規則第4条第3項第2号に規定する点滅装置を使用する広告物等（以下「投影広告物等」という。）は、商業地域外に表示し、又は設置しないこと。

- (8) 投影広告物等は、表示時間を原則午後10時までとすること。
- (9) 投影広告物等が点滅する場合は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次に掲げる事項を留意すること。
 - ア 鮮やかな赤の点滅は特に慎重に扱うこと。
 - イ 避けるべき点滅映像を判断する基準は、点滅が同時に起こる面積が表示面積の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合とする。
 - ウ 鮮やかな赤の点滅を避けた上、点滅が同時に起こる面積が表示面積の4分の1を超え、かつ輝度変化が10パーセントを超える場合、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化は20パーセント以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。
- (10) 投影広告物等が点滅する場合は、コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。
- (11) 広告物等の表示内容が当該広告物等を表示し、若しくは設置する場所又は市域全体の魅力創出、賑わい形成又は意識醸成等に資するものであること。
- (12) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域から容易に展望できる場所に表示し、又は設置する投影広告物等については、当該第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とすること。
- (13) 広告物等を表示し、又は設置する場所に係る街づくり協議、景観計画及び都市景観協議地区等の地域のルールを遵守すること。
- (14) 広告物等の表示内容が歩行者、車両運転者等の注意を著しく引くおそれがあるもので、次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア 読ませる広告（一目で判別できない文章は原則避けること）
 - イ 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同円心模様など）
- (15) 広告物等の表示内容が信号、交通標識等の交通情報又は船舶信号と混同するおそれのあるものではないこと。
- (16) 投影広告物を道路を挟んで表示する場合は、事前に交通管理者、道路管理者等と協議し了承を得ること。
- (17) 広告物等を条例第7条に規定する禁止物件に表示し、又は設置する場合は、当該禁止物件の管理者と協議し了承を得ること。

2 景観保全型広告物規制地区について

景観保全型広告物規制地区では良好な景観の保全又は風致の維持を目的として、現状の基準に加えてさらに厳しい基準を設けることができます。

なお、横浜市では指定している地区はありません。

(許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等)

第12条 次に掲げる広告物等は、第6条第1項、第7条、第9条及び第16条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 他の法令又は条例若しくは規則の規定により表示又は設置を容認し、又は義務付けられた広告物等
- (2) 人、動物又は車両(電車及び自動車を除く。)に表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (4) 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (6) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (7) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で営利を目的としないもの

2 次に掲げる広告物等は、第6条第1項、第7条及び第9条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 官公署、学校、図書館、病院その他の公共的施設又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する案内板、掲示板又は当該施設の名称等を表示する広告物等
- (2) 営造物、施設、記念物等の由来等を説明する広告物等
- (3) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等で、景観を阻害しないと市長が認めるもの

3 次に掲げる広告物等は、第6条第1項及び第9条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事、催物等のために表示し、又は設置する広告物等
- (2) 営利を目的としない宣伝、集会、行事、催物等のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類するもので、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 講演会、展覧会、音楽会等のために当該施設又はその敷地内に表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類するもので、規則で定める基準に適合するもの

(許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等の基準等)

規則第4条 条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 寄贈者名を表示する部分の表示面積は、0.5平方メートル以下とすること。
- (2) 広告物等の表示方向(表示方向が2以上ある場合にあっては、それらの全て)から見た場合の寄贈者名を表示する部分の投影面積は、同一方向から見た場合の当該広告物等を表示し、又は設置する施設又は物件の投影面積の20分の1以下とすること。
- (3) 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。

2 条例第12条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の住宅、店舗、事業所、営業所等又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する自家用屋外広告物(条例第16条第1項第8号に掲げる広告物等を除く。)の表示面積の合計は、10平方メートル以下とすること。
- (2) 条例第6条第1項各号に掲げる地域又は場所に表示し、又は設置する自家用屋外広告物にあっては、次のとおりとすること。

ア 光源が点滅する機能を有する照明装置(映像装置を含む。)を使用しないこと。ただし、映像装置のうち、15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。

イ 投影広告物でないこと。ただし、15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く。

- (3) 条例第16条第2項第1号に掲げる区域内の表示面積が10平方メートル以下の自家用屋外広告物にあっては、第6条第3項に規定する基準に広告物等の種類、所在地及び表示面積を限って制限の適用を除外する規定が定められている場合における当該規定の適用を受けない自家用屋外広告物その他市長が良好な景観の形成のために当該基準を適用することが特に必要と認める自家用屋外広告物に該当しないこと。

- (4) 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。

3 条例第12条第1項第5号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の土地又は物件に表示し、又は設置する管理用屋外広告物の表示面積の合計は、5平方メートル以下とすること。
- (2) 条例第6条第1項各号に掲げる地域又は場所に表示し、又は設置する管理用屋外広告物にあっては、光源が点滅する機能を有する照明装置のうち、映像を表示する機能を有しないもの(以下「点滅装置」という。)を使用しないこと。
- (3) 映像装置を使用しないこと。
- (4) 投影広告物でないこと。
- (5) 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。

4 条例第12条第1項第6号に掲げる広告物等は、当該冠婚葬祭、祭礼等が終了した日から7日以内に除却するものとする。

5 条例第12条第3項第2号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一のはり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類するもの(以下「はり紙等」という。)の表示面積は、1平方メートル以下とすること。
- (2) 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。
- (3) はり紙及びはり札等にあっては、同一のものを連続して表示し、又は設置しないこと。
- (4) はり紙等に広告主、はり紙等の所有者、占有者その他当該はり紙等について権原を有する者又ははり紙等を管理する者の商号、名称又は氏名及び連絡先を記載すること。
- (5) 当該宣伝、集会、行事、催物等が終了した日から7日以内に除却すること。

6 条例第12条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一のはり紙等の表示面積は、1平方メートル以下とすること。
- (2) 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。
- (3) はり紙及びはり札等にあっては、同一のものを連続して表示し、又は設置しないこと。
- (4) 当該講演会、展覧会、音楽会等が開催される日前7日以内に表示し、又は設置し、かつ、当該講演会、展覧会、音楽会等が終了した日に除却すること。

広告物の表示面積算定の審査基準

1個の内容について複数の広告物で表示する場合は、各広告物の間の面積を加えて当該広告物の面積とする。

1 条例第12条第1項第2号の「電車」の定義

条例第12条第1項第2号の電車とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両
- (2) 鉄道事業法第2条第5項に規定する索道事業の用に供する搬器
- (3) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道事業の用に供する車両

2 条例第12条第1項第2号の「自動車」の定義

条例第12条第1項第2号の自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項の自動車をいう。

3 条例第12条第2項第1号の「学校」の定義

条例第12条第2項第1号の学校とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校、同法第124条の専修学校又は同法第134条の各種学校
- (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第1項の学校

4 条例第12条第3項第1号の「病院」の定義

条例第12条第3項第1号の病院とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5の病院をいう。

許可を受けずに表示等することのできる広告物等について規定しています。

※第12条に適合しない部分を一体的に表示する場合の特例は26頁目を参照してください。

1 条例第12条第1項の解説

第1項は、禁止地域、禁止物件、大きさ等の基準の適用が除外され、許可を受けずに表示等することのできる広告物等です。

(1) 条例第12条第1項第1号の解説

第1号で規定する広告物等は、次に掲げるものなどが該当します。

・ガソリンスタンドのセルフ表示

（危険物の規制に関する規制第28条の2の5に「顧客に自らが給油等をさせる給油取扱所には、当該給油所等へ進入する際、見やすい箇所に、顧客自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること」と規定されています。）

・工事現場の標識表示

（建設業法第40条に「建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、（中略）建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。」と規定されています。）

(2) 条例第12条第1項第3号の解説

第3号については基準が規則で定められており、寄贈者名については0.5㎡以下とし、表示方向から見た当該寄贈者名の投影面積を、当該寄贈者名を表示等する施設又は物件の投影面積の1/20以下とする必要があります。

- (3) 条例第12条第1項第4号の解説
 第4号は自家用屋外広告物に関する基準です。
 ※自家用屋外広告物 4頁目の条例第2条第3号参照

ア 適用除外となる表示面積の取扱い

適用除外となる面積は、規則で合計10㎡以下と定められています（電車・自動車・船舶には面積に関する規定は適用されません。）。

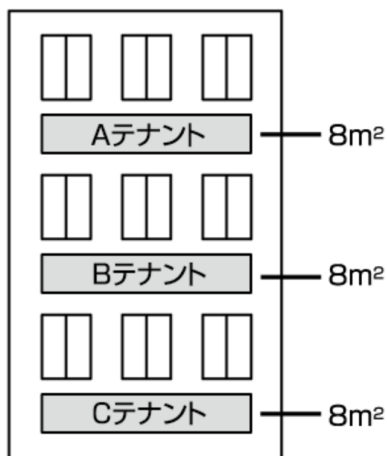
なお、横浜市景観計画（以下「景観計画」とします。）で規定された関内地区のうち、次に示す地区では合計面積が10㎡以下であっても許可を受けなければなりません。

地区		許可を受けなければならない広告物等
山下町 特定 地区	山下公園 通りゾーン	壁面看板の合計面積が5㎡を超えるもの
	水町通り及 び海岸教会 通りゾーン	壁面看板の合計面積が5㎡を超えるもの 見通し景観形成街路に面するそで看板の合計面積が5㎡を超えるもの
	本町通り ゾーン	見通し景観形成街路に面するそで看板の合計面積が5㎡を超えるもの
馬車道周辺特定地区		見通し景観形成街路に面するそで看板の合計面積が5㎡を超えるもの
日本大通り特定地区		壁面看板の合計面積が5㎡を超えるもの
北仲通り北特定地区		壁面看板の合計面積が5㎡を超えるもの
北仲通り南特定地区		壁面看板の合計面積が5㎡を超えるもの
海岸通り準特定地区		壁面看板の合計面積が5㎡を超えるもの 見通し景観形成街路に面するそで看板の合計面積が5㎡を超えるもの
関内中央準特定地区		壁面看板の合計面積が5㎡を超えるもの 見通し景観形成街路に面するそで看板の合計面積が5㎡を超えるもの

イ 複数の広告主がいる場合の面積算定の取扱い

テナントビルで各店舗がそれぞれ合計表示面積10㎡以下の広告物等を表示等し、それら全ての店舗の表示面積を合計すると表示面積が10㎡を超える場合は、広告主が誰かによって許可の要・不要が分かれます。

ビルオーナー等がビルの全ての広告物等を管理し、表示等を行う場合には管理している広告物等の表示面積の合計が10㎡を超えることから、管理する全ての広告物等について許可を受けなければなりません。これに対して、各テナントがそれぞれ広告物等の管理、表示等を行う場合には、管理している広告物等の表示面積の合計がそれぞれ10㎡を超えないことから許可を受けずに広告物等を表示等することができます。



[ビルオーナー等が全ての広告物等を管理している場合]
 広告物等の表示面積の合計が10㎡を超えているため、全ての広告物等について許可を受けなければなりません。

[各テナントがそれぞれ広告物等を管理している場合]
 管理している広告物等の表示面積の合計が各テナントで10㎡を超えないことから、許可を受けずに広告物等を表示等することができます。

ウ 禁止地域内に光源が点滅する機能を有する照明装置（映像装置を含む。）を使用する広告物等及び投影広告物を表示等する場合の取扱い

禁止地域内に光源が点滅する機能を有する照明装置及び映像装置を使用する広告物等並びに投影広告物は表示等できません。ただし、映像装置及び投影広告物のうち、15秒以上静止した映像のみを表示する場合は表示等が可能です。

※禁止地域 8頁目の条例第6条第1項参照

※映像装置を使用する広告物等 13頁目の規則第3条第2項第3号参照

※投影広告物 27頁目の条例第16条第1項第10号参照

エ 蛍光塗料その他これに類するものを使用する広告物等の取扱い

蛍光塗料その他これに類するものを使用する広告物等は表示等できません。

(4) 条例第12条第1項第5号の解説

第5号は管理用屋外広告物に係る基準です。

※管理用屋外広告物 4頁目の条例第2条第4号参照

ア 適用除外となる表示面積の取扱い

表示面積の合計が5㎡以下と定められています。

イ 禁止地域内に点滅装置を使用する広告物等を表示等する場合の取扱い

禁止地域内に点滅装置を使用する広告物等は表示等できません。

※禁止地域 8頁目の条例第6条第1項参照

ウ 映像装置を使用する広告物等及び投影広告物を表示等する場合の取扱い

映像装置を使用する広告物等及び投影広告は表示等できません。

※映像装置を使用する広告物等 13頁目の規則第3条第2項第3号参照

※投影広告物 27頁目の条例第16条第1項第10号参照

エ 蛍光塗料その他これに類するものを使用する広告物等の取扱い

蛍光塗料その他これに類するものを使用する広告物等は表示等できません。

(5) 条例第12条第1項第6号の解説

第6号は結婚式場や葬儀場への案内表示、地区のお祭りの案内表示等を対象としています。これらの広告物等については、適用除外となる期間を規則で当該冠婚葬祭、祭礼等が終了した日から7日以内と規定しています。

2 条例第12条第2項の解説

第2項は、禁止地域等、禁止物件の適用が除外され、許可を受ける必要はありませんが、大きさ等の基準には適合させなければならない広告物等です。

(1) 条例第12条第2項第1号の解説

第1号は「官公署、学校、図書館、病院その他の公共的施設」又はそれらの敷地内に表示等する案内板、掲示板又は当該施設の名称等が適用除外の対象となります。敷地外に表示等される広告物等や、「生徒募集」などの「案内板、掲示板又は当該施設の名称等」以外の内容を表示等する場合は適用除外となりません。

(2) 条例第12条第2項第3号の解説

第3号は「公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等で、景観を阻害しないと市長が認めるもの」が適用除外の対象となります。同号に基づいて広告物等を表示等する場合は、事前に景観調整課まで御相談ください。

3 条例第12条第3項の解説

第3項は禁止地域等の適用が除外され、許可を受ける必要はありませんが、禁止物件への表示等はできず、大きさ等の基準には適合させなければならない広告物等です。

(1) 条例第12条第3項第2号の解説

第2号は営利を目的としない宣伝、集会、行事、催物等のために表示等する「はり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類するもの」が対象となります。なお、これらの広告物等には、広告主や所有者等の商号、名称又は氏名及び連絡先を記載する必要があります。

ア 適用除外となる表示面積の取扱い

適用除外となる面積は、規則で1㎡以下と定められています

イ 蛍光塗料その他これに類するものを使用する広告物等の取扱い

蛍光塗料その他これに類するものを使用する広告物等は表示等できません。

ウ はり紙及びはり札等の取扱い

はり紙及びはり札等を表示等する場合は、同一のものを連続して表示等できません。

エ 表示等の期間

宣伝、集会、行事、催物等が終了した日から7日以内に除却する必要があります。

(2) 条例第12条第3項第3号の解説

第3号は講演会、展覧会、音楽会等のために当該施設又はその敷地内に表示等する「はり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類するもの」が対象となります。

ア 適用除外となる表示面積の取扱い

適用除外となる面積は、規則で1㎡以下と定められています

イ 蛍光塗料その他これに類するものを使用する広告物等の取扱い

蛍光塗料その他これに類するものを使用する広告物等は表示等できません。

ウ はり紙及びはり札等の取扱い

はり紙及びはり札等を表示等する場合は、同一のものを連続して表示等できません。

エ 表示等の期間

講演会、展覧会、音楽会等が開催される日前7日以内から表示等が可能となり、当該講演会等が終了した日に除却する必要があります。

(禁止地域等又は禁止物件に許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等)

第13条 次のいずれにも該当する広告物等は、第6条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 第7条第1項第1号に掲げる物件に表示し、又は設置する広告物等
 - (2) 景観を阻害せず、かつ、活力ある街並みを形成し、又はその維持に寄与すると市長が認める広告物等
- 2 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる地域又は場所(第2号から第4号までに掲げる広告物等にあつては、同項第1号に掲げる地域)に表示し、又は設置することができる。
- (1) 電車、自動車(次に掲げる道路を主な路線としているものを除く。)又は船舶の外面を利用する広告物等
ア 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道
イ 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路
 - (2) 自家用屋外広告物
 - (3) 管理用屋外広告物
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、表示面積が1平方メートル以下の広告物等
- 3 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第5号及び第6号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。
- (1) 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。
- (1) 表示面積が1平方メートル以下の広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域に表示し、又は設置するもの
 - (3) 第6条第1項第5号の道路、鉄道又は軌道の区域から展望できないことが明らかであると市長が認めるもの

(禁止地域等に許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等の基準)

規則第4条の2 条例第13条第3項各号及び第4項第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 点滅装置を使用しないこと。
- (2) 映像装置を使用しないこと。ただし、15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。
- (3) 投影広告物でないこと。ただし、15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く。

広告物の表示面積算定の審査基準

1個の内容について複数の広告物で表示する場合は、各広告物の間の面積を加えて当該広告物の面積とする。

1 条例第13条第2項第1号の「電車」の定義

条例第13条第2項第1号の電車とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両
- (2) 鉄道事業法第2条第5項に規定する索道事業の用に供する搬器
- (3) 軌道法による軌道事業の用に供する車両

2 条例第13条第2項第1号の「自動車」の定義

条例第13条第2項第1号の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項の自動車をいう。

1 条例第13条第1項の解説

第1項は禁止地域、禁止物件に許可を受けて表示等することができる広告物等を規定しています。第7条第1項第1号に掲げる物件（橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯）に表示等する広告物等で、景観を阻害せず、かつ、活力ある街並みの形成や維持に寄与すると市長が認める広告物等については、禁止地域にも表示等することができます。

2 条例第13条第2項の解説

第2項は、禁止地域についてのみ適用除外となる広告物等を規定しています。

ア 条例第13条第2項第1号の解説

第1号では、電車、自動車、船舶の外面上に表示等する広告物等を規定しています。高速道路や河川等は条例第6条の規定に基づく告示により禁止地域等に指定されていますが、電車、自動車又は船舶の外面上を利用する広告物等はこの規定に関わらず表示等する（禁止地域内を走行する）ことができます。ただし、自動車のうち、高速道路、自動車専用道路を主な路線としているものは除きます。

イ 条例第13条第2項第2～4号の解説

第2～4号は禁止地域等のうち第一種・第二種低層住居専用地域についての適用除外を規定しています。自家用屋外広告物、管理用屋外広告物、表示面積が1㎡以下の広告物等は第一種・第二種低層住居専用地域にも表示等することができます。ただし、点滅装置並びに映像装置及び投影広告物（15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。）は使用できません。

3 条例第13条第4項の解説

条例第13条第4項第3号の「第6条第1項第5号の道路、鉄道又は軌道の区域から展望できないことが明らかであると市長が認めるもの」に基づいて広告物等を表示等する場合は、通常の許可申請書類とあわせて、次の書類を御提出ください。

(1) 広告物等が道路、鉄道又は軌道の区域（以下「路線」という。）から明らかに展望できないことがわかる資料

- ア 当該路線から広告物等の方向を撮影した画像6点（画像2枚添付したA4資料×3枚）以上
- イ 広告物等の方向を撮影した場所6箇所以上を表示した地図

(2) 広告物等周辺環境を説明する資料

- ア 広告物等の周辺360度のパノラマ画像
- イ 広告物等から当該路線方向を撮影した画像（当該路線を赤点線にて表示）

この許可は当該広告物等が当該路線から展望できないことが明らかであることを条件とします。許可の期間内であっても、当該広告物等の遮蔽の状況が変化した結果、当該路線から展望できるようになったと判断される場合は、その時点で許可は取り消されます。

また、継続の許可の審査を行う際は、当該路線から展望できないことを改めて確認します。当該路線から展望できるようになった場合は、継続の許可は行われません。

(適用除外の不適用)

第14条 前2条の規定は、これらの規定に適合しない部分（次条において「不適合部分」という。）を有する広告物等には、適用しない。ただし、同条に該当する広告物等については、この限りでない。

(一体的に表示された広告物等の特例)

第15条 不適合部分を有する広告物等について、当該不適合部分とそれ以外の部分とを一体的に表示した場合で、規則で定める基準に適合するときは、当該広告物等の全体が第12条及び第13条の規定に適合するものとみなして、この条例の規定を適用する。

(一体的に表示された広告物等の特例の基準)

規則第5条 条例第15条に規定する規則で定める基準は、条例第14条に規定する不適合部分の表示面積の合計を次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる面積以下とすることとする。

- (1) 表示面積が10平方メートル未満の広告物等 当該広告物等の表示面積の10分の1
- (2) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満の広告物等 1平方メートル
- (3) 表示面積が20平方メートル以上の広告物等 当該広告物等の表示面積の20分の1

広告物の表示面積算定の審査基準

1個の内容について複数の広告物で表示する場合は、各広告物の間の面積を加えて当該広告物の面積とする。

第14条では、第12、13条で規定する適用除外の広告物等と、それ以外の広告物等（許可対象となる通常の広告物等）を一体として表示等したときは、適用除外の広告物等も含めて、適用除外とはしない（許可対象）ということの規定しています。例えば公共的な目的で行われるイベントの広告については第12条第2項第3号の規定に基づき許可不要となりますが、そこに協賛企業名などの当該イベント以外の広告が入ると許可を受けなければなりません。

しかし、ある一定の割合以下のものであれば、「主たる広告物」の属性に応じて判断することとする特例を第15条で設けています。第14条に該当する広告物等（不適合部分）であっても、規則で定める基準以下の範囲であれば、主たる広告物等の属性によって適用除外の判断を行います。

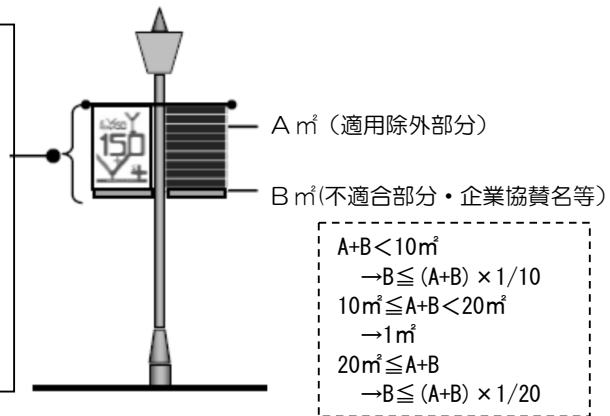
次の条件を満たすものが設置可（広告面の一部に協賛企業名等を含む広告の特例）

表示可能な面積

- ・表示面積の合計が10㎡未満の場合
→当該広告物の表示面積の1/10以内まで
- ・表示面積の合計が10㎡以上20㎡未満の場合
→1㎡
- ・表示面積の合計が20㎡以上の場合
→当該広告物の表示面積の1/20以内まで

例えば・・・

一部に協賛企業名等を表示したバナー広告など



(広告物等に係る基準等)

第16条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)その他の工作物の外面を利用する広告物等
 - (2) 建築物から突出する形式の広告物等
 - (3) 広告旗
 - (4) 立看板等
 - (5) 広告塔及び広告板
 - (6) 電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識若しくはバス停留所の標識を利用する広告物等
 - (7) アーチを利用する広告物等
 - (8) 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等
 - (9) アドバルーン
 - (10) 投影広告物(建築物その他の工作物の外面に対し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物をいう。以下同じ。)
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める広告物等
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる基準に適合しなければならない。
- (1) 景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項が定められた同条第1項に規定する景観計画の区域 規則で定める基準
 - (2) 景観保全型広告物規制地区の区域 第11条第2項の規定により定められた基準
- 3 第1項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域のうち、第10条第2項の規定により基準が定められた区域内の第1項各号に掲げる広告物等は、当該基準に適合しなければならない。
- 4 前2条の規定は、前3項の基準に適合しない部分を有する広告物等について準用する。

(広告物等に係る基準等)

規則第6条3 条例第16条第2項第1号の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

別表(第6条第3項)

- 1 景観法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)に示す関内地区(以下「関内地区」という。)に表示し、又は設置する広告物等の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 映像装置を使用する広告物等は、建築物に表示し、又は設置するものにあつては当該建築物の2階以下に表示し、又は設置することとし、その他のものにあつては当該広告物等の上端の高さが地上から5メートルを超えないこと。ただし、催物等のために一時的に表示し、又は設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、景観計画に示す関内地区内の特定地区及び準特定地区においては、当該特定地区又は当該準特定地区ごとに景観計画に定められた景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項に係る基準に適合すること。
- 2 景観計画に示すみなとみらい21新港地区に表示し、又は設置する広告物等の基準は、景観計画に定められた景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項に係る基準に適合することとする。
- 3 景観計画に示す山手地区(以下「山手地区」という。)に表示し、又は設置する広告物等の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 広告物等は、景観計画に示す山手地区の眺望の視点場(以下この号において「眺望の視点場」という。)に向かって表示し、又は設置しないこと。ただし、眺望の視点場から見通すことができない場合その他の眺望の視点場からの景観を障害しないと市長が認めた場合は、この限りでない。
 - (2) 前号に定めるもののほか、景観計画に示す山手地区内の特定地区及び準特定地区においては、当該特定地区又は当該準特定地区ごとに景観計画に定められた景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項に係る基準に適合すること。

1 広告物の表示面積算定の審査基準

1個の内容について複数の広告物で表示する場合は、各広告物の間の面積を加えて当該広告物の面積とする。

2 広告物等の高さ算定の審査基準

広告物等の高さは、広告物等の最下部から最上部までの高さにより算定する。

1 条例第 16 条第 1 項の解説

第 1 項では、広告物等を表示等する場合には種類ごとに規則で定める基準に適合しなければならないことを規定しています。

(1) 文字のみが流れる広告物等の取扱い

文字のみが流れる広告物等（ニュースを表示する場合など）は「映像装置を使用する広告物等」には該当しません（「点滅装置を使用する広告物等」に該当します。）。

※映像装置を使用する広告物等 13 頁目の規則第 3 条第 2 項第 3 号参照

※点滅装置を使用する広告物等 17 頁目の規則第 4 条第 3 項第 2 号参照

(2) LED（発光ダイオード）を使用する広告物等の取扱い

LED（発光ダイオード）は、原理上は短時間での点滅を繰り返していますが、視覚上は常時点灯している照明と変わらないため、「点滅装置を使用する広告物等」には該当しません。

(3) 広告物等が複数の用途地域にまたがって表示等される場合の取扱い

広告物等が複数の用途地域にまたがって表示等される場合は、それら全ての用途地域の基準に適合させなければなりません。

2 条例第 16 条第 2 項の解説

第 2 項では、第 1 項に対応した規則で定める基準に適合するとともに、景観計画区域内については規則別表に定められた基準に、景観保全型広告物規制地区の区域内についてはその区域の基準にも適合しなければならないことを規定しています。

なお、本市は市内全域が景観計画区域となっていますが、そのうち広告物等に関する基準を定めているのは関内地区、みなとみらい 21 新港地区及び山手地区の 3 地区となっています。

3 条例第 16 条第 3 項の解説

第 3 項では、広告物活用地区内においては第 1 項に対応した規則ではなく、地区で定めた基準に適合しなければならないことを規定しています。

(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 外面を利用する広告物等(投影広告物を除く。以下この号及び第10号において同じ。)に係る基準

ア 広告物等を表示し、又は設置する一の外面における当該広告物等の表示面積(映像装置を使用する広告物等にあつては、映像を表示する部分の表示面積に4を乗じて得た面積とその他の部分の表示面積との合計。次号ア(イ)から(カ)まで及びイ(ア)並びに第5号イ(イ)から(エ)まで及び(オ)並びに第10号ア(ア)、イ(イ)及びエ(ア)において同じ。)の合計は、当該外面の面積の10分の3以下とすること。

イ 広告物等を表示し、又は設置する外面から突出しないこと。ただし、当該外面の上端から突出する場合で、当該突出する部分の縦の長さが0.5メートル以下(当該広告物等の縦の長さが1メートル未満の場合にあつては、当該広告物等の縦の長さの2分の1以下)の場合は、この限りでない。

ウ 非常用の進入口及び避難器具が設置された窓その他の開口部を塞がないこと。

エ はり紙及びはり札等にあつては、表示面積は、1平方メートル以下とし、同一のものを連続して表示し、又は設置しないこと。

オ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域(以下「低層住居専用地域」という。)内の広告物等にあつては、建築物の屋根又は屋上に直接表示しないこと。

カ 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)並びに低層住居専用地域並びに同法第8条第1項の規定により定められた第一種中高層住居専用地域(以下「第一種中高層住居専用地域」という。)及び第二種中高層住居専用地域(以下「第二種中高層住居専用地域」という。)内の広告物等にあつては、点滅装置、映像装置(15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く。)その他これらに類するものを使用しないこと。

キ カに規定する区域又は地域以外において点滅装置を使用する広告物等にあつては、当該点滅装置の点滅の速度を緩やかなものとする。

ク 映像装置を使用する広告物等の映像を表示する部分は、次に掲げる区域内に表示し、又は設置しないこと。

(ア) 次のいずれにも該当する交差点(十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。)の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路の区域

a 交差する1以上の道路の車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第8号に規定する屈折車線を除く。)の数が4以上であること。

b 信号機が設置されていること。

(イ) (ア)に掲げる区域から水平距離5メートル以内の区域(道路の区域を除く。)

「一の外面」の審査基準

規則第6条第1項第1号アの一の外面とは、当該外面に表示し、又は設置する広告物等の表示方向から見た場合の当該広告物等を表示し、又は設置する建築物その他の工作物の投影面積とする。ただし、当該投影面積のうち、当該広告物等を表示し、又は設置する外面と平面図上異なる角度となる外面は含まないものとする。

建築物その他の工作物の外面を利用する広告物等（以下「壁面看板」という。）の基準です。なお、建築物の屋根又は屋上に直接広告物等を表示等する場合も、本項の基準が適用されます。基準は次のとおりです。

1 壁面看板の表示面積の取扱い

(1) 表示面積の上限

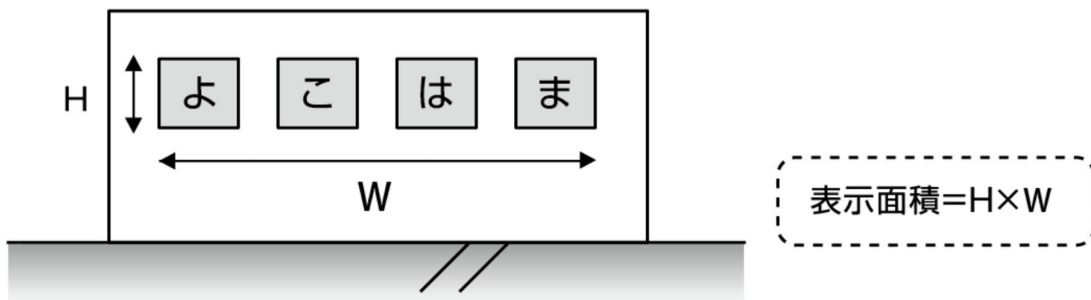
壁面看板の表示面積の合計（他の広告主が表示等している広告物等を含む）は、その広告物等を表示等する一の外面の面積の10分の3以下としなければなりません。

(2) 映像装置を使用する広告物等の取扱い

映像を使用する広告物等の面積は、面積を4倍として扱います。

(3) 1個の内容を複数の広告物で表示する場合の取扱い

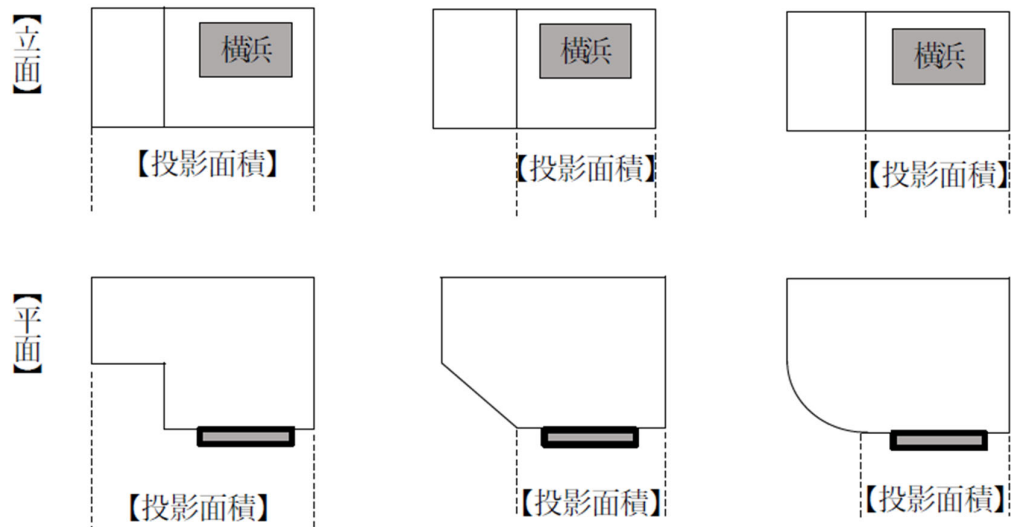
1個の内容を複数の広告物で表示する場合は、文字と文字の間も表示面積に算入されます。



(4) 「一つの外面」の取扱い

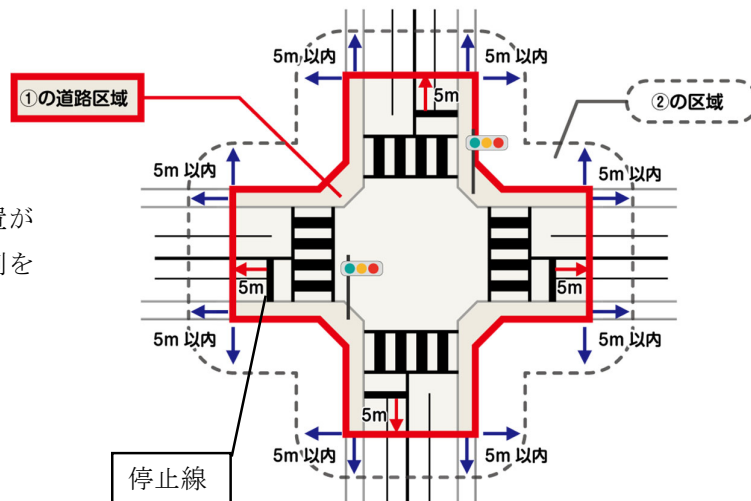
壁面看板の表示面積は、表示等する建築物等の一の外面の10分の3以下としていますが、一の外面の範囲は、当該外面に表示等する広告物等の表示方向から見た投影面積になります。ただし、当該投影面積のうち、広告物等を表示等する外面と平面図上異なる角度となる外面は含まれません。

【「一の外面」の範囲のイメージ】



- 2 表示等する外面から突出する広告物等の取扱い
 壁面看板はその広告物等を表示等する外面からはみ出してはなりません（ただし、上方へのはみだしについては広告物等の縦の長さの2分の1（ただし、最長で0.5m）まで可能）。
- 3 非常用の進入口及び避難器具が設置された窓その他の開口部の取扱い
 非常用の進入口及び避難器具を設置した窓等を塞いで広告物等を表示等することはできません。
- 4 はり紙及びはり札等の取扱い
 はり紙及びはり札等を表示等する場合は、1枚当たりの表示面積を1㎡以下とし、同一のものを連続して表示してはなりません。
- 5 建築物の屋根又は屋上に表示する場合の取扱い
 第一種・第二種低層住居専用地域では建築物の屋根又は屋上への表示はできません。
- 6 点滅装置及び映像装置の使用する場合の取扱い
 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域では点滅装置、映像装置を使用せず、それ以外の区域においても点滅速度を緩やかにしなければなりません。
- 7 一定規模以上の交差点付近で映像装置を使用する広告物等の取扱い
 映像装置を使用する広告物等は、次の区域内に表示等できません。
 - ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む。）
 - ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）

※右図は映像装置が交差点付近で規制を受ける範囲です。

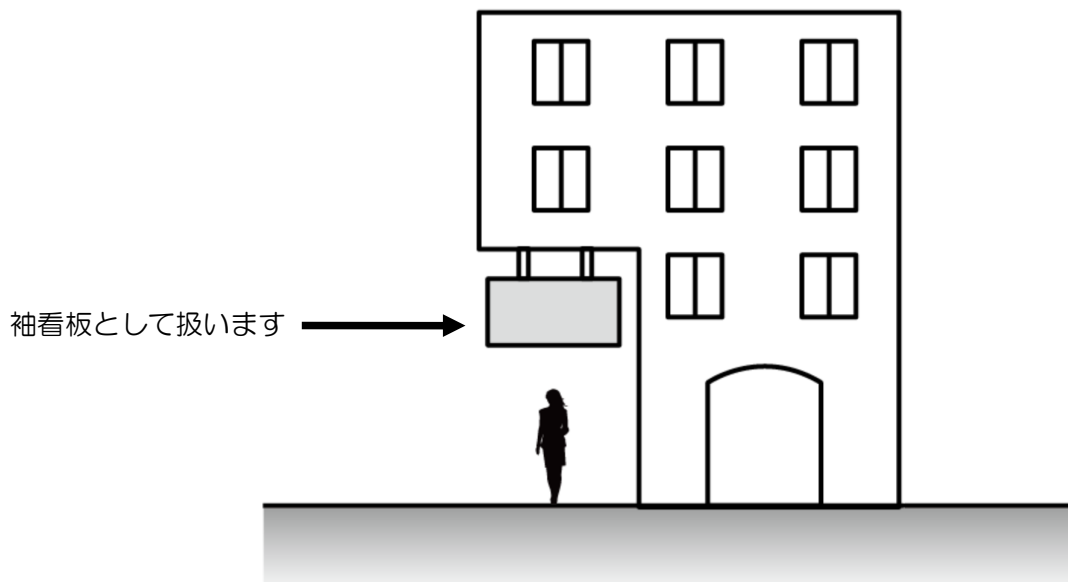


8 壁面に直接表示されたラインの取扱い

壁面に直接表示されたラインは広告物等には該当しませんが、コンビニエンスストアのファサードサインのように照明がつく場合や、文字、ロゴ等と一体となって表示等されている場合は広告物等として取り扱います。

9 庇の上部に表示等する広告物等の取扱い

庇の上部に表示等する場合など、建物の外面から突出して広告物等を表示等する場合は、建物の外面を利用していないため、壁面看板ではなく袖看板（後述）として取り扱う場合があります。

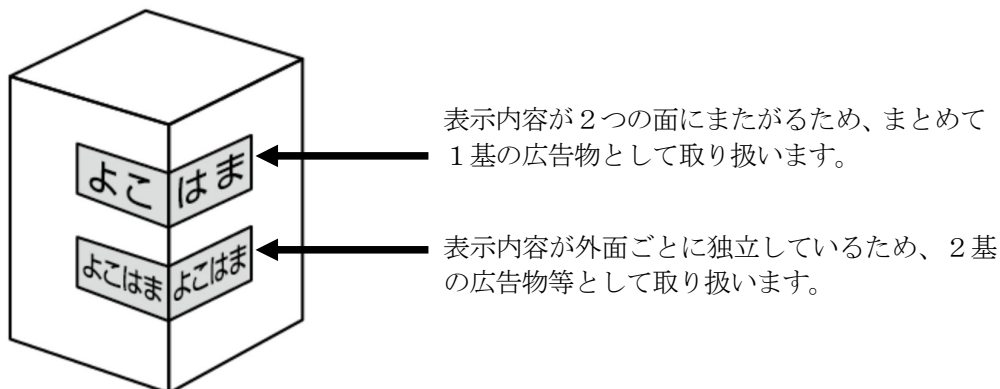


10 自動販売機の外面に表示等する広告物等の取扱い

自動販売機の外面に表示等する広告物等には壁面看板の基準が適用されます（ただし、商品ディスプレイや飲料メーカーの表示等については自家用屋外広告物であることから、1基の自動販売機について表示面積の合計が原則10㎡以下であれば適用除外となります（19頁目参照）。）。

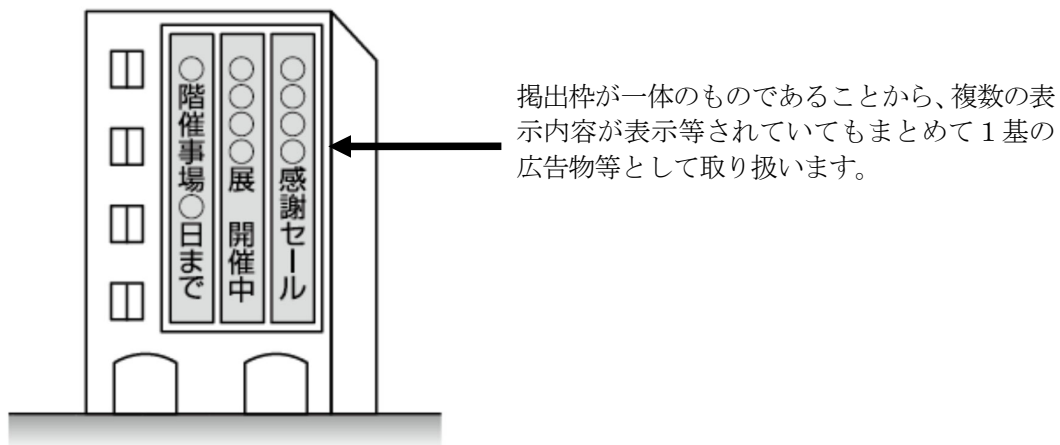
11 2以上の外面にまたがる広告物等の取扱い

2以上の外面にまたがる広告物等については、その表示内容が外面ごとに独立してればそれぞれを1基の広告物等として取り扱います。これに対して、内容がそれぞれの面にまたがる場合であればまとめて1基の広告物等となります。いずれの場合においても、表示面積の基準はそれぞれの外面ごとに確認を行います。



12 掲出枠が一体となった広告物等の取扱い

懸垂幕などのように、複数の表示内容が表示等されていても掲出物件（掲出枠など）が一体のものであれば、まとめて1基の広告物等として取り扱います。



(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 建築物から突出する形式の広告物等に係る基準

ア 建築物の屋根又は屋上に表示し、又は設置する広告物等に係る基準

(ア) 低層住居専用地域内に表示し、又は設置しないこと。

(イ) 市街化調整区域及び第一種中高層住居専用地域内の広告物等にあつては、高さ(階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分で、当該部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。)の8分の1以下であるものに表示し、又は設置する広告物等にあつては、当該部分の高さを含む。

(ウ)から(キ)までにおいて同じ。)は7メートル以下(地盤面から広告物等の下端までの高さ(イ)及び(キ)において「設置高さ」という。)が14メートル以下の広告物等にあつては、設置高さの2分の1以下。(ウ)において同じ。)、表示面積は50平方メートル以下とすること。

(ク) 第二種中高層住居専用地域内の広告物等にあつては、高さは7メートル以下、表示面積は100平方メートル以下とすること。

(ケ) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種住居地域(以下「第一種住居地域」という。)内の広告物等にあつては、高さは10メートル以下(設置高さが20メートル以下の広告物等にあつては、設置高さの2分の1以下。(オ)及び(カ)において同じ。)、表示面積は100平方メートル以下とすること。

(コ) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第二種住居地域(以下「第二種住居地域」という。)内の広告物等にあつては、高さは10メートル以下、表示面積は150平方メートル以下とすること。

(カ) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた準住居地域(以下「準住居地域」という。)内の広告物等にあつては、高さは10メートル以下、表示面積は200平方メートル以下とすること。

(キ) (ア)から(カ)までに規定する区域又は地域以外の地域内の広告物等にあつては、高さは20メートル以下(設置高さが30メートル以下の広告物等にあつては、設置高さの3分の2以下)、映像装置を使用する広告物等の映像を表示する部分の表示面積は100平方メートル以下とすること。

(ク) 建築物の外面の直上垂直面から突出しないこと。

(ケ) 前号カからクまでに掲げる基準に適合すること。

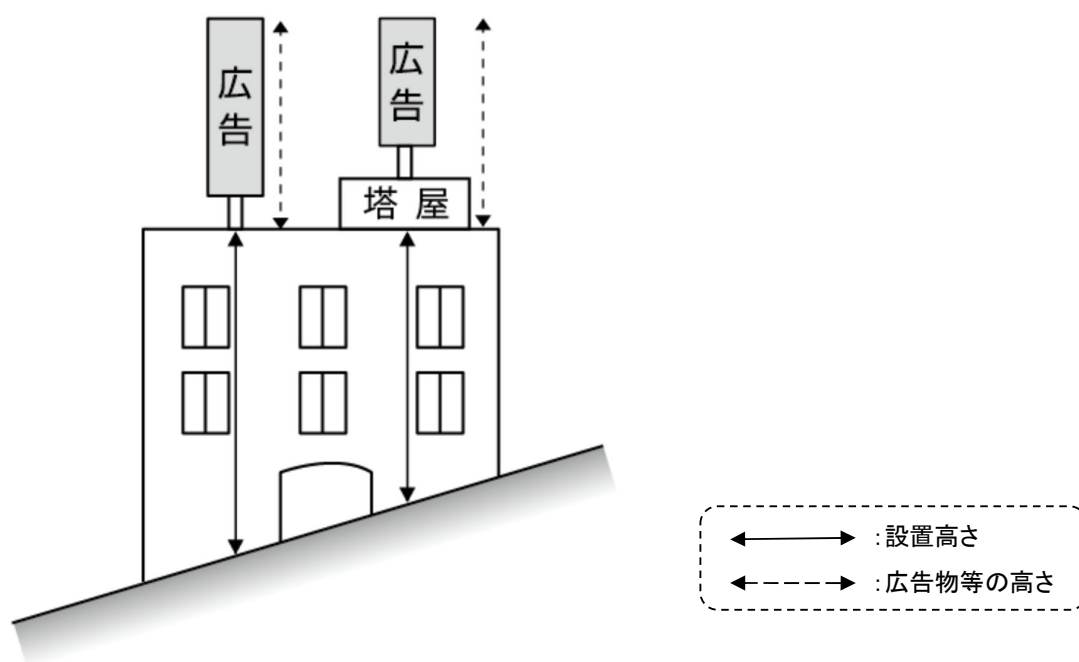
建築物の屋根又は屋上に表示し、又は設置する広告物等（以下「屋上看板」という。）の基準です。先述のとおり、屋上面に直接表示する屋外広告物は屋上看板ではなく壁面看板に該当します。基準は次のとおりです。

1 屋上看板の表示等の場所・表示面積・高さの取扱い

用途地域によって表示等の可否や、表示等できる高さ、面積が異なります。また、建築基準法上の高さに算入されない塔屋などの上に表示等する広告物等の場合、広告物等の高さはその塔屋などの高さを含めた高さとなります。

2 設置高さの取扱い

「設置高さ」は、地盤面から広告物等を表示等した場所までの高さであり、建築物の高さではありません。



3 建築物の外面の直上垂直面からの突出の取扱い

屋上看板は建築物の外面の直上垂直面から突出することはできません。

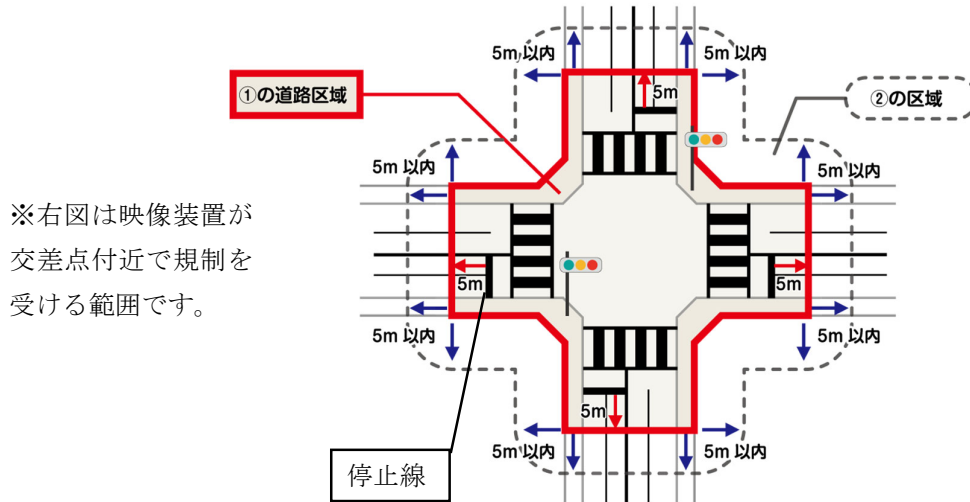
4 点滅装置及び映像装置を使用する広告物等の取扱い

第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域では点滅装置、映像装置を使用せず、それ以外の区域においても点滅速度を緩やかにしてください。

5 一定規模以上の交差点付近で映像装置を使用する広告物等の取扱い

映像装置を使用する広告物等は、次の区域内に表示等できません。

- ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む。）
- ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）



6 基数の換算の取扱い

基数の換算について、掲出物件が広告物を掲出するために設置されているものである場合は広告塔等と同様に全体を1基の広告物等として扱いますが、設備の目隠しなど異なる目的のために設置されたものに表示等する場合は、一連の表示部分ごとに1基の広告物等として扱います。

(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(2) 建築物から突出する形式の広告物等に係る基準

イ アに規定する広告物等以外の広告物等に係る基準

- (ア) 一の広告物等の表示面積は、50平方メートル以下とすること。
- (イ) 広告物等の上端は、当該広告物等を表示し、又は設置する建築物の外面上端から突出しないこと。
- (ウ) 道路上に突出する場合にあっては、広告物等が表示し、又は設置された建築物の敷地と道路との境界線から当該広告物等の先端までの水平距離は、1メートル以下とすること。
- (エ) 道路上に突出する場合にあっては、路面から広告物等の下端までの高さは、歩道にあっては2.5メートル以上、車道（歩道と車道の区別のない道路を含む。以下同じ。）にあっては4.5メートル以上とすること。
- (オ) 前号カからクまでに掲げる基準に適合すること。

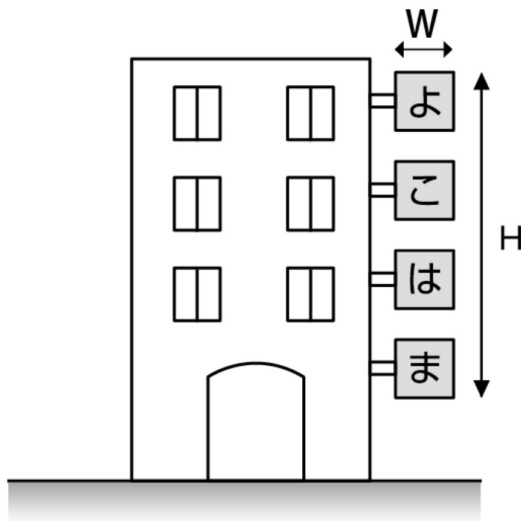
建築物から突出する形式の広告物等で、建築物の屋根又は屋上に表示等する広告物等以外のもの（以下「袖看板」という。）に関する基準です。建築物の軒下などに設置される吊り下げ看板についても、本項の基準が適用されます。基準は次のとおりです。

1 袖看板の表示面積の取扱い

1基当たりの表示面積は、50㎡以下としなければなりません。

2 複数の広告物で表示する場合の取扱い

構造が独立している袖看板でも、複数の袖看板を一体的に使用して表示を行っている場合は、全体で1基として取り扱います。

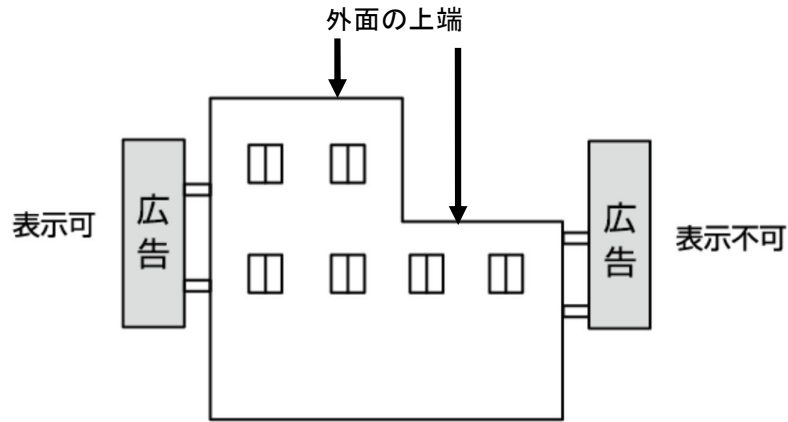


構造は独立していますが、複数の袖看板を一体的に使用して表示を行っているため、全体で1基の広告物等として取り扱います。

表示面積＝H×W

3 広告物等の上端の上限

広告物等の上端は、当該広告物等を表示等する建築物の外面上端から突出することはできません。



4 道路上に突出する場合の取扱い

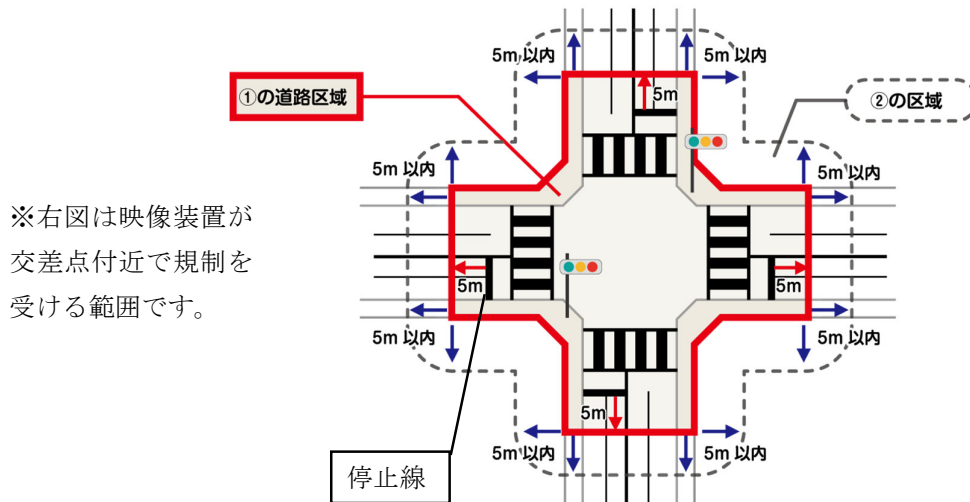
道路上に突出する場合には、道路境界線から当該広告物等の先端までの水平距離は、1 m以下とし、路面から広告物等の下端までの高さは、歩道の場合は2.5m以上、車道（歩道と車道の区別のない道路を含む。）の場合は4.5m以上としなければなりません。

なお、袖看板が道路境界線を越えて道路に突出する場合は、屋外広告物設置許可とあわせて道路占用許可を受けなければなりません。

5 一定規模以上の交差点付近で映像装置を使用する広告物等の取扱い

映像装置を使用する広告物等は、次の区域内に表示等できません。

- ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む。）
- ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）



※右図は映像装置が交差点付近で規制を受ける範囲です。

(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(3) 広告旗に係る基準

1面当たりの表示面積は、2平方メートル以下とすること。

(4) 立看板等に係る基準

ア 1面当たりの表示面積は、2平方メートル以下とすること。

イ 縦の長さは、2メートル以下とすること。

(5) 広告塔及び広告板（これらに対し表示する投影広告物を除く。以下この号において同じ。）に係る基準

ア バス停留所の上屋に添加する広告板に係る基準

1面当たりの表示面積は、3平方メートル以下とすること。

広告旗、立看板等、バス停留所の上屋に添加する広告板に関する基準です。

(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(5) 広告塔及び広告板（これらに対し表示する投影広告物を除く。以下この号において同じ。）に係る基準

イ 広告塔等に係る基準

(ア) 地上に設置すること。

(イ) 市街化調整区域並びに低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内の広告塔等にあつては、高さは10メートル以下、表示面積は25平方メートル以下とすること。

(ウ) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の広告塔等にあつては、高さは13メートル以下、表示面積は50平方メートル以下とすること。

(エ) (イ)又は(ウ)に規定する区域又は地域以外の地域内の広告塔等にあつては、高さは15メートル以下、表示面積は75平方メートル以下とすること。

(オ) 広告塔等相互の間の水平距離は、1メートル以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 自家用屋外広告物を表示し、又は設置する場合

b 管理用屋外広告物を表示し、又は設置する場合

c 当該広告塔等の表示面積と当該広告塔等から水平距離1メートル未満の範囲内の他の広告塔等の表示面積との合計（これらの広告塔等に対し投影広告物を表示する場合には、当該投影広告物を表示する面積に4を乗じて得た面積とこれらの広告塔等の表示面積との合計）が(イ)から(エ)までに規定する区域又は地域の区分に応じ、それぞれ(イ)から(エ)までに規定する表示面積の上限を超えない場合

(カ) 第1号カからクまでに掲げる基準に適合すること。

広告塔及び広告板（以下「広告塔等」という。）に関する基準です。基準は次のとおりです。

1 地上以外の場所に表示等する広告塔等の取扱い

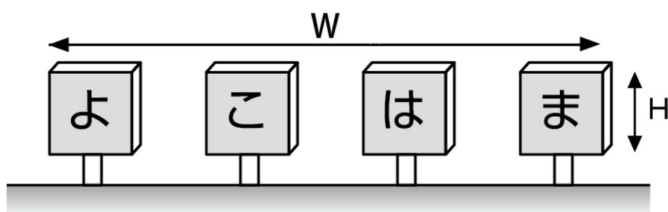
地上以外の場所（建築物とならないフェンスや塀の上など）に広告塔等を設置することはできません。なお、建築物の上部に表示等する場合は屋上看板の基準が適用されます。

2 広告塔等の表示面積・高さの取扱い

用途地域によって表示等できる高さ、面積が異なります。

3 複数の広告物で表示する場合の取扱い

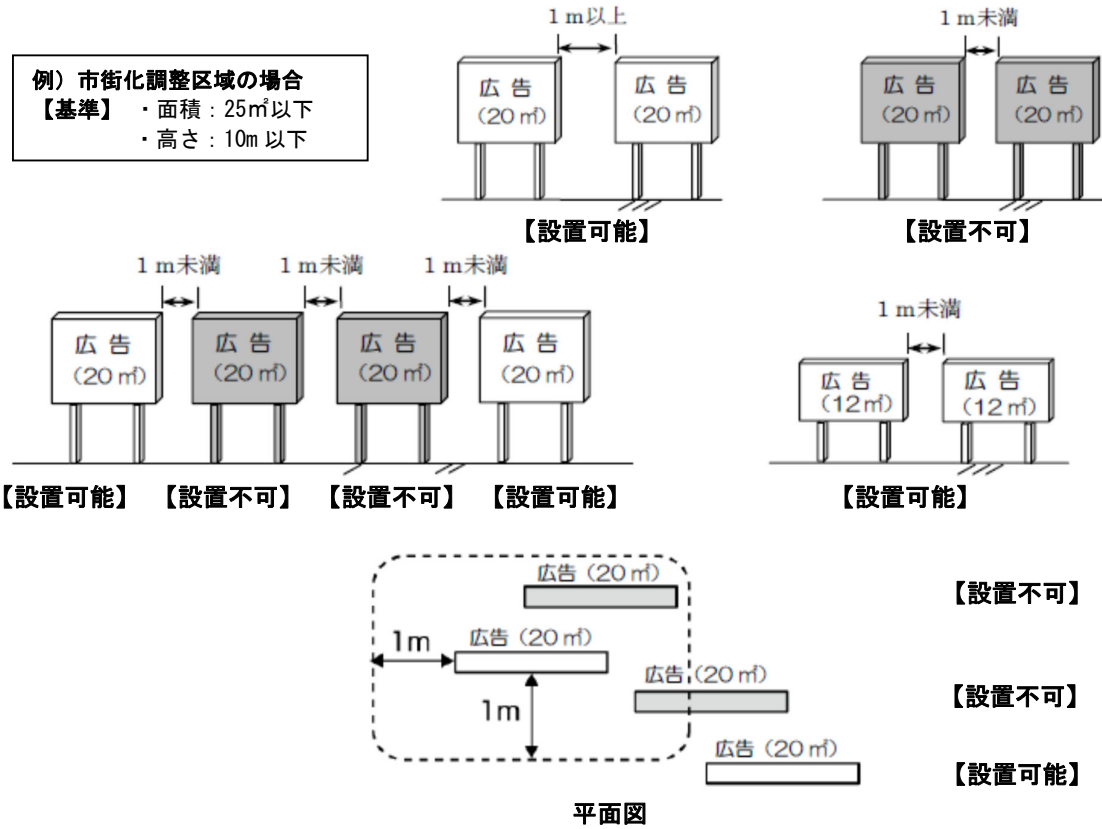
袖看板と同様に、構造が独立している広告塔等でも、複数の広告塔等を一体的に使用して表示を行っている場合は、全体で1基として取り扱います。



構造は独立していますが、複数の広告塔等を一体的に使用して表示を行っているため、全体で1基の広告物等として取り扱います。
表示面積＝ $H \times W$

4 広告塔等の相互間距離の取扱い

非自家用屋外広告物を表示等する場合は、広告塔等の相互間距離を1 m以上とすること（当該広告塔等と水平距離1 m以内の広告塔等との表示面積の合計が1基当たりの基準以内に収まっている場合を除く。）。



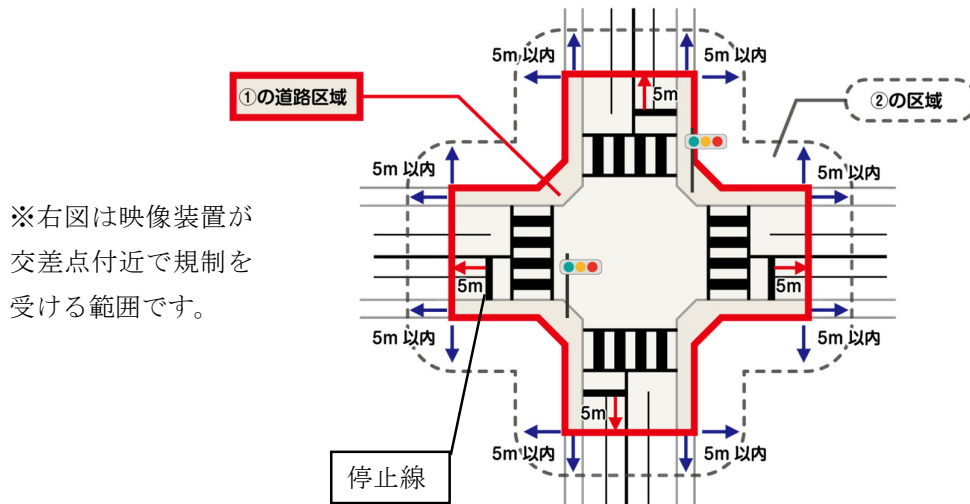
5 点滅装置及び映像装置を使用する広告物等の取扱い

第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域では点滅装置、映像装置を使用せず、それ以外の区域においても点滅速度を緩やかにしなければなりません。

6 一定規模以上の交差点付近で映像装置を使用する広告物等の取扱い

映像装置を使用する広告物等は、次の区域内に表示等できません。

- ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む。）
- ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）



7 フェンスや柵などの工作物に表示等する広告物等の取扱い

フェンスや柵などの工作物に表示等される広告物等の場合、当該工作物が広告物を掲出する目的で設置されたものであれば、工作物全体を広告塔等として扱います。また、敷地境界や目隠しのためなど、広告物等を掲出する以外の目的で設置された工作物に広告物等を表示等する場合は、壁面看板の基準が適用されます。

(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(6) 電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識若しくはバス停留所の標識を利用する広告物等に係る基準

ア 電柱を利用する広告物等に係る基準

- (ア) 電柱に直接表示しないこと。
- (イ) 一の電柱について、巻き付ける広告物等及び当該広告物等以外の電柱を利用する広告物等（以下「電柱添加広告物」という。）の数は、それぞれ1枚以下とし、原則として、その位置及び規格を統一すること。
- (ウ) 電柱に巻き付ける広告物等にあつては、高さ1.2メートルから3メートルまでの範囲に表示し、又は設置すること。
- (エ) 電柱添加広告物にあつては、縦の長さは1.2メートル以下、横の長さは0.5メートル以下とし、電柱から当該電柱添加広告物の先端までの水平距離は0.6メートル以下とすること。
- (オ) 道路上に突出する電柱添加広告物にあつては、原則として、道路の中心の反対側に設置すること。
- (カ) 道路上に突出する電柱添加広告物にあつては、路面から当該電柱添加広告物の下端までの高さは、歩道にあつては2.5メートル以上、車道にあつては4.5メートル以上とすること。

イ 街灯柱その他の支柱（以下「街灯柱等」という。）を利用する広告物等に係る基準

- (ア) 街灯柱等に直接表示しないこと。ただし、当該街灯柱等の所有者又は当該街灯柱等を管理する者の商号、名称、氏名等を表示する場合は、この限りでない。
- (イ) 街灯柱等に巻き付ける広告物等にあつては、高さ1.2メートルから3メートルまでの範囲に表示し、又は設置すること。
- (ウ) 街灯柱等に巻き付ける広告物等以外の街灯柱等を利用する広告物等（以下「街灯柱等添加広告物」という。）のうち、広告幕その他これに類するものにあつては、1面当たりの表示面積は、2平方メートル以下とすること。
- (エ) (ウ)に規定する広告幕その他これに類するもの以外の街灯柱等添加広告物にあつては、縦の長さは1.2メートル以下、横の長さは0.5メートル以下とし、街灯柱等から当該街灯柱等添加広告物の先端までの水平距離は0.6メートル以下とすること。
- (オ) 道路上に突出する街灯柱等添加広告物にあつては、路面から当該街灯柱等添加広告物の下端までの高さは、歩道にあつては2.5メートル以上、車道にあつては4.5メートル以上とすること。

ウ 消火栓標識を利用する広告物等に係る基準

- (ア) 縦の長さは0.4メートル以下、横の長さは0.8メートル以下とすること。
- (イ) 道路上に突出する広告物等にあつては、路面から当該広告物等の下端までの高さは、歩道にあつては2.5メートル以上、車道にあつては4.5メートル以上とすること。

エ バス停留所の標識を利用する広告物等に係る基準

一のバス停留所の標識を利用する広告物等の表示面積の合計は、当該標識の表示面積の2分の1以下とすること。

(7) アーチを利用する広告物等に係る基準

道路上に突出する広告物等にあつては、路面から当該広告物等の下端までの高さは、歩道にあつては2.5メートル以上、車道にあつては4.5メートル以上とすること。

電柱、街灯柱等、消火栓標識、バス停留所の標識、アーチを利用する広告物等の基準です。

なお、これらの物件は第7条第2項で定める禁止物件であることから、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示等することはできません。

(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(8) 電車、自動車(広告宣伝用自動車として登録された自動車を除く。以下同じ。)又は船舶の外面を利用する広告物等に係る基準

ア 電車の外面を利用する広告物等にあつては、当該電車の車両の一の外面に表示する広告物等の表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下とすること。

イ 自動車(乗合自動車(定期路線の乗合自動車に限る。ウにおいて同じ。))を除く。)又は船舶の外面を利用する広告物等にあつては、表示面積の合計は、当該自動車又は船舶の外面(底面及び船舶の最も浅い喫水となる状態における喫水線下の外面を除く。)の面積の合計の10分の1又は5平方メートル以下とすること。

ウ 乗合自動車の外面を利用する広告物等にあつては、表示面積の合計は、当該乗合自動車の外面(前面及び底面を除く。)の面積の合計の10分の1又は5平方メートル以下とし、車体の前面には広告物等を表示し、又は設置しないこと。

エ 自動車の外面を利用する広告物等にあつては、点滅装置及び映像装置並びに蛍光、発光及び反射を伴う材料を使用しないこと。

オ アからエまでの規定は、市長が特に認める広告物等については、適用しない。

1 電車の定義

条例第16条第1項第8号及び規則第6条第1項第8号の電車とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両
- (2) 鉄道事業法第2条第5項に規定する索道事業の用に供する搬器
- (3) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道事業の用に供する車両

2 自動車の定義

条例第16条第1項第8号及び規則第6条第1項第8号の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項の自動車をいう。

3 広告宣伝用自動車の定義

規則第6条第1項第8号の広告宣伝用自動車とは、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。

4 定期路線の乗合自動車の定義

規則第6条第1項第8号イの定期路線の乗合自動車とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業の用に供し、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第1号の路線定期運行で運行する自動車をいう。

電車、自動車(広告宣伝用自動車として登録された自動車を除く。)又は船舶の外面を利用する広告物等に関する基準です。基準は次のとおりです。

1 電車の外面を利用する広告物等の表示面積の取扱い

電車の外面を利用する広告物等について、当該車両の一の外面に表示する広告物等の表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下としなければなりません。

2 自動車(定期路線の乗合自動車を除く。)、船舶の外面を利用する広告物等の取扱い

自動車(定期路線の乗合自動車を除く。)、船舶の外面を利用する広告物等について、表示面積の合計は当該自動車又は船舶の外面の面積(底面及び船舶の最も浅い喫水となる状態における喫水線下の外面を除く。)の合計の10分の1又は5㎡以下としなければなりません。

3 定期路線の乗合自動車の外面を利用する広告物等の取扱い

定期路線の乗合自動車の外面を利用する広告物等について、表示面積の合計は当該定期路線の乗合自動車の外面（前面及び底面を除く。）の面積の合計の10分の1又は5㎡以下とし、車体前面には広告物等を表示等できません。

4 自動車（定期路線の乗合自動車を含む。）の外面を利用する広告物等のうち、点滅装置・映像装置や蛍光、発光及び反射を伴う材料を使用するものの取扱い

自動車（定期路線の乗合自動車を含む。）の外面を利用する広告物等には、点滅装置・映像装置や蛍光、発光及び反射を伴う材料を使用することはできません。

5 車体全面を利用する広告物等の取扱い

オの基準は車体全面を利用した広告物等に関する特例許可を行うための規定です。これらの広告物等については、横浜市車体利用広告物特例許可ガイドラインに基づく図案審査を通過したうえで、表示等許可申請を行わなければなりません。

(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(9) アドバルーンに係る基準

一のアドバルーンの表示面積は、25平方メートル以下とすること。

(11) 条例第16条第1項第1号から第9号までに掲げる広告物等は、蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。

2 低層住居専用地域から容易に展望できる場所に表示し、又は設置する広告物等のうち、点滅装置若しくは映像装置を使用するもの又は投影広告物については、当該低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とするよう努めなければならない。

1 規則第6条第1項第9号の取扱い

第9号はアドバルーンに関する基準です。なお、アドバルーンを表示等する場合には、航空法に基づく高さの制限があります。事前に国土交通省東京航空局 東京空港事務所 (03-5757-3000) へ御相談ください。

2 規則第1項第11号の取扱い

第11号は第1～9号に掲げる広告物等全てに係る基準であり、蛍光塗料その他これらに類するものを広告物等に使用することはできません。

3 規則第6条第2項の取扱い

第2項は住環境の保全への配慮を規定したものです。低層住居専用地域の周辺に表示等する広告物等については、点滅装置、映像装置及び投影広告物について光源が激しく点滅するものを避けるなど、良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とするよう努めなければなりません。

(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(10) 投影広告物に係る基準

ア 外面に対し表示する投影広告物に係る基準

- (ア) 投影広告物を表示する一の外面における当該投影広告物を表示する面積に4を乗じて得た面積の合計(当該外面を利用する広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、当該合計と当該広告物等の表示面積との総合計)は、当該外面の面積の10分の3以下とすること。
- (イ) 低層住居専用地域内の建築物の屋根又は屋上に表示しないこと。
- (ウ) 市街化調整区域並びに低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内に表示しないこと。ただし、15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。
- (エ) 第6条第1項第1号ク(ア)及び(イ)に掲げる区域内に表示しないこと。

建築物その他の工作物の外面に対し表示する投影広告物の基準です。なお、建築物の屋根又は屋上に表示する場合も、本項の基準が適用されます。基準は次のとおりです。

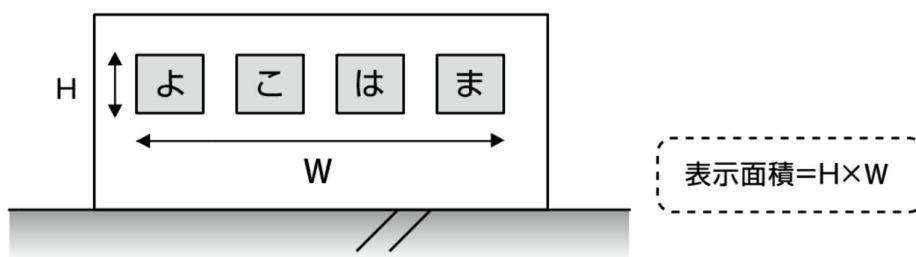
1 外面に対し表示する投影広告物の表示面積の取扱い

(1) 表示面積の上限

投影広告物の表示面積を4倍した面積の合計(他の広告主が表示等している広告物等の表示面積(映像装置を使用する広告物等にあっては、映像を表示する部分の表示面積を4倍して得た面積)を含む。)は、その投影広告物を表示する一の外面の面積の10分の3以下としなければなりません。

(2) 1個の内容を複数の広告物で表示する場合の取扱い

1個の内容を複数の広告物で表示する場合は、文字と文字の間も表示面積に算入されます。



2 建築物の屋根又は屋上に表示する場合の取扱い

第一種・第二種低層住居専用地域では建築物の屋根又は屋上への表示はできません。

3 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域で表示する場合の取扱い

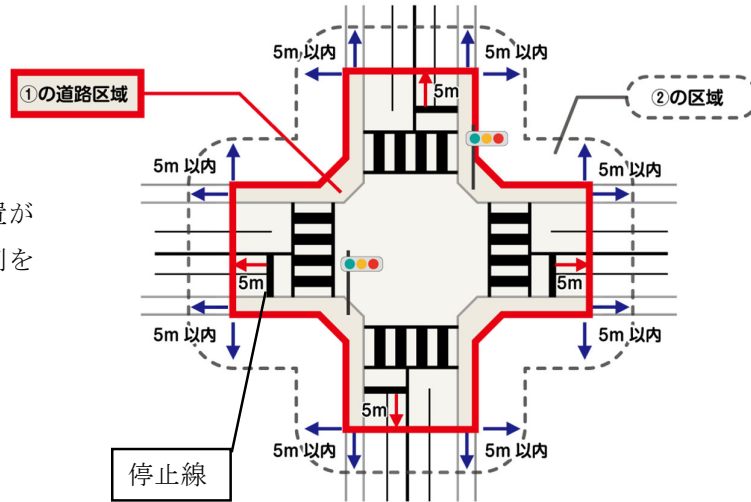
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域では投影広告物を表示してはなりません(15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。)

4 一定規模以上の交差点付近で映像装置を使用する広告物等の取扱い

映像装置を使用する広告物等は、次の区域内に表示等できません。

- ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む。）
- ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）

※右図は映像装置が交差点付近で規制を受ける範囲です。



(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(10) 投影広告物に係る基準

イ 第6条第1項第2号アに規定する広告物等に対し表示する投影広告物に係る基準

(ア) 低層住居専用地域内に表示しないこと。

(イ) 市街化調整区域及び第一種中高層住居専用地域内の投影広告物にあつては、投影広告物を表示する一の広告物等における当該投影広告物を表示する面積（以下「投影面積」という。）に4を乗じて得た面積の合計（当該広告物等に広告物等を表示し、又は設置する場合にあつては、当該合計と当該広告物等の表示面積との総合計。（ウ）から（オ）まで及びウ（ア）において「総表示面積」という。）は、50平方メートル以下とすること。

(ウ) 第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域内の投影広告物にあつては、総表示面積は、100平方メートル以下とすること。

(エ) 第二種住居地域内の投影広告物にあつては、総表示面積は、150平方メートル以下とすること。

(オ) 準住居地域内の投影広告物にあつては、総表示面積は、200平方メートル以下とすること。

(カ) (ア)から(オ)までに規定する区域又は地域以外の地域内の投影広告物にあつては、投影面積の合計（当該投影広告物を表示する一の広告物等に映像装置を使用する広告物等を表示し、又は設置する場合にあつては、当該合計と映像を表示する部分の表示面積との総合計）は、100平方メートル以下とすること。

(キ) ア(ウ)及び(エ)に掲げる基準に適合すること。

屋上看板に対し表示する投影広告物の基準です。基準は次のとおりです。

なお、当該屋上看板は先述の基準に適合する必要があります。

※屋上看板の基準は35頁目参照

1 屋上看板に対し表示する投影広告物の表示面積の取扱い

途地域によって表示できる面積が異なります。また、表示面積は、当該投影広告物の表示面積を4倍した面積の合計（他の広告主が表示等している広告物等の表示面積（映像装置を使用する広告物等にあつては、映像を表示する部分の表示面積を4倍して得た面積）を含む。）となります。

2 第一種・第二種低層住居専用地域で表示する場合の取扱い

第一種・第二種低層住居専用地域では投影広告物を表示することはできません。

3 第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域で表示する場合の取扱い

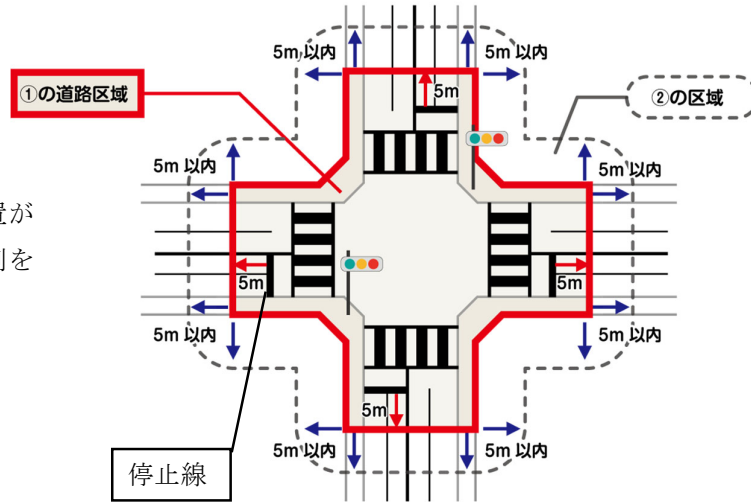
第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域では投影広告物を表示してはなりません（15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。）。

4 一定規模以上の交差点付近で映像装置を使用する広告物等の取扱い

映像装置を使用する広告物等は、次の区域内に表示等できません。

- ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む。）
- ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）

※右図は映像装置が交差点付近で規制を受ける範囲です。



(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(10) 投影広告物に係る基準

ウ 第6条第1項第2号イに規定する広告物等に対し表示する投影広告物に係る基準

(ア) 総表示面積は、50平方メートル以下とすること。

(イ) ア(ウ)及び(エ)に掲げる基準に適合すること。

袖看板に対し表示する投影広告物の基準です。基準は次のとおりです。

なお、当該袖看板は先述の基準に適合する必要があります。

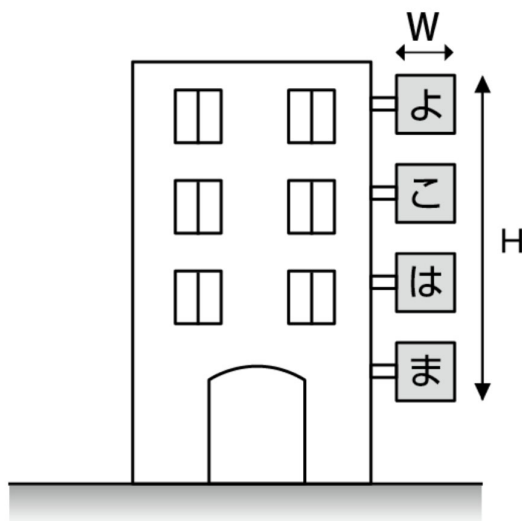
※袖看板の基準は38頁目参照

1 袖看板に対し表示する投影広告物の表示面積の取扱い

投影広告物の表示面積を4倍した面積の合計（他の広告主が表示等している広告物等の表示面積（映像装置を使用する広告物等にあつては、映像を表示する部分の表示面積を4倍して得た面積）を含む。）は、50㎡以下としなければなりません。

2 複数の広告物で表示する場合の取扱い

構造が独立している袖看板でも、複数の袖看板を一体的に使用して表示を行っている場合は、全体で1基として取り扱います。



構造は独立していますが、複数の袖看板を一体的に使用して表示を行っているため、全体で1基の広告物等として取り扱います。

表示面積 = $H \times W$

3 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域で表示する場合の取扱い

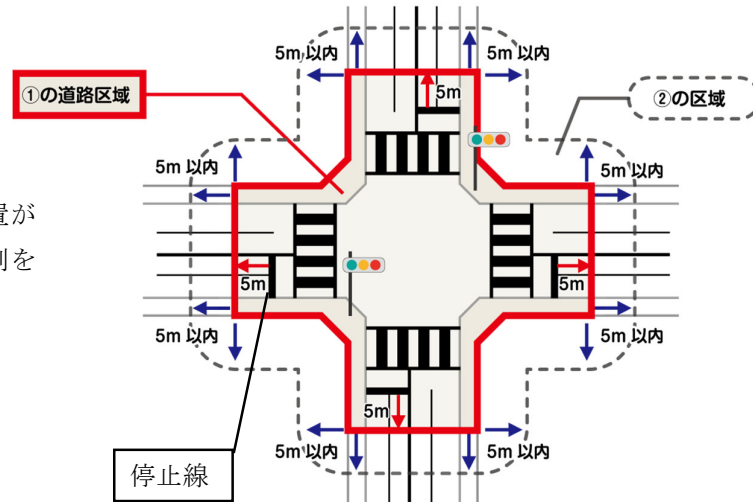
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域では投影広告物を表示してはなりません（15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない）。

4 一定規模以上の交差点付近で映像装置を使用する広告物等の取扱い

映像装置を使用する広告物等は、次の区域内に表示等できません。

- ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む。）
- ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）

※右図は映像装置が
交差点付近で規制を
受ける範囲です。



(広告物等に係る基準等)

規則第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(10) 投影広告物に係る基準

エ 広告塔等に対し表示する投影広告物に係る基準

(ア) 市街化調整区域並びに低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内の投影広告物にあつては、投影広告物を表示する一の広告塔等における当該投影広告物を表示する面積に4を乗じて得た面積の合計(当該広告塔等に広告物等を表示し、又は設置する場合にあつては、当該合計と当該広告物等の表示面積との総合計。(イ)及び(ウ)において「広告塔等総表示面積」という。)は、25平方メートル以下とすること。

(イ) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の投影広告物にあつては、広告塔等総表示面積は、50平方メートル以下とすること。

(ウ) (ア)又は(イ)に規定する区域又は地域以外の地域内の投影広告物にあつては、広告塔等総表示面積は、75平方メートル以下とすること。

(エ) ア(ウ)及び(イ)に掲げる基準に適合すること。

広告塔等に対し表示する投影広告物の基準です。基準は次のとおりです。

なお、当該広告塔等は先述の基準に適合する必要があります。

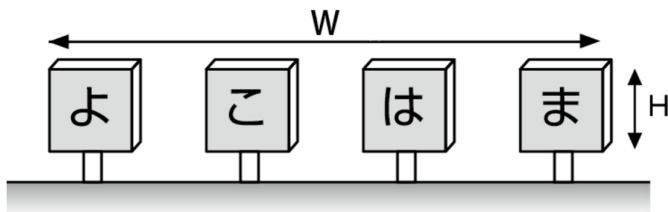
※広告塔等の基準は41頁目参照

1 広告塔等に対し表示する投影広告物の表示面積の取扱い

用途地域によって表示できる面積が異なります。また、表示面積は、当該投影広告物の表示面積を4倍した面積の合計(他の広告主が表示等している広告物等の表示面積(映像装置を使用する広告物等にあつては、映像を表示する部分の表示面積を4倍して得た面積)を含む。)となります。

2 複数の広告物で表示する場合の取扱い

袖看板と同様に、構造が独立している広告塔等でも、複数の広告塔等を一体的に使用して表示を行っている場合は、全体で1基として取り扱います。



構造は独立していますが、複数の広告塔等を一体的に使用して表示を行っているため、全体で1基の広告物等として取り扱います。

表示面積=H×W

3 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域で表示する場合の取扱い

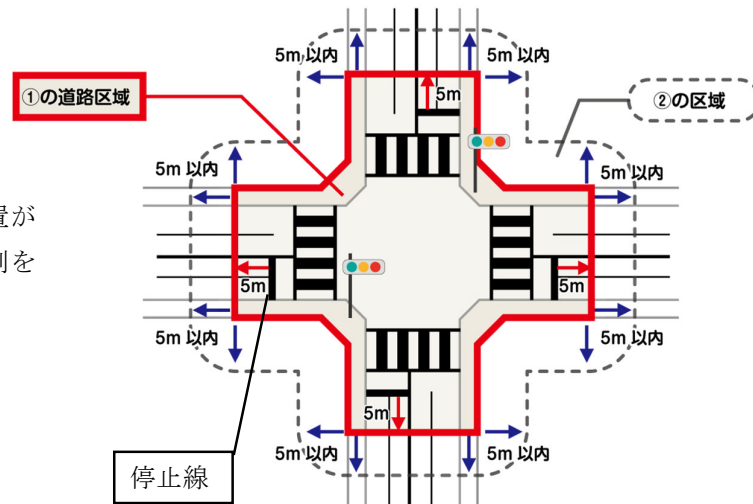
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域では投影広告物を表示してはなりません(15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。)

4 一定規模以上の交差点付近で映像装置を使用する広告物等の取扱い

映像装置を使用する広告物等は、次の区域内に表示等できません。

- ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む。）
- ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）

※右図は映像装置が
交差点付近で規制を
受ける範囲です。



(許可の期間及び条件)

第17条 市長は、第9条第1項の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲で広告物等の種類に応じて、規則で定める。

(許可の期間)

規則第7条 条例第17条第2項の許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) はり紙、広告旗、立看板等又はアドバルーン 1月以下
- (2) 広告幕のうち簡易な方法で表示したもの 3月以下
- (3) はり札等又は前条第1項第8号オの規定の適用を受ける広告物等 1年以下
- (4) 前3号に掲げる広告物等以外の広告物等 3年以下

第1項は、許可の際に、条例の目的を達成する上で必要な条件を付加することができる規定です。

第2項は、許可の期間を規則で広告物等の種類ごとに定める規定です。ただし、3年が最長となります。

(変更及び継続の許可等)

第18条 この条例の規定による許可(第10条第3項(次条第2項において準用する場合を含む。))の規定により許可を受けたものとみなされたもの(以下「みなし許可」という。)を除く。以下この条において同じ。)に係る広告物の表示の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物の表示の内容に変更を加え、又は当該広告物等を改造し、若しくは移転しようとする日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 広告物の表示の内容に規則で定める軽微な変更を加えようとするとき。
- (2) 広告物等について規則で定める軽微な改造をしようとするとき。
- 2 前条第1項(次項において準用する場合を含む。以下同じ。)の許可の期間の満了後に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該満了の日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 3 第9条第2項及び前条の規定は、前2項の許可について準用する。
- 4 第1項に規定する者は、同項各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(変更の許可の申請等)

規則第8条 条例第18条第1項の許可を受けようとする者は、市長に次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 現に受けている許可年月日及び許可番号
- (2) 第3条第1項各号に掲げる事項
- 2 前項の申請書には、第3条第2項第3号から第5号までに掲げる図書並びに次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 広告物等の現況を示す写真(カラーで出力したものであって、申請前3月以内に撮影したものに限る。第10条第2項第1号及び第10条の2第2項第1号において同じ。)
 - (2) 変更後の広告物等の位置、形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面(変更に係るものに限る。)
 - (3) その他市長が必要と認める図書
- 3 第3条第3項の規定は、第1項の許可をしたときについて準用する。

(軽微な変更及び改造)

規則第9条 条例第18条第1項第1号に規定する規則で定める軽微な変更は、広告物の意匠以外の変更を伴わない表示の内容の変更とする。

- 2 条例第18条第1項第2号に規定する規則で定める軽微な改造は、次のとおりとする。
 - (1) 広告物等の修繕、塗装等で広告物等の形状の変更を伴わないもの
 - (2) 広告物等の一部の除却
- 3 条例第18条第4項(条例第18条の2第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出は、第3条第1項第1号から第3号まで及び第7号から第9号まで並びに前条第1項第1号に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。
- 4 前項の届出書には、前条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(継続の許可の申請等)

規則第10条 条例第18条第2項の許可を受けようとする者は、市長に第3条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 現に受けている許可年月日及び許可番号
- (2) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、第3条第2項第3号から第5号までに掲げる図書並びに次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 広告物等の現況を示す写真
 - (2) 条例第20条の2第1項の点検に係る報告書
 - (3) 条例第20条の2第2項の点検を行った場合には、当該点検を行った者が条例第39条第1項第1号又は第10条の4第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
 - (4) その他市長が必要と認める図書
- 3 第3条第3項の規定は、第1項の許可をしたときについて準用する。

1 条例第18条第1項の解説

許可を受けた広告物等を変更する場合、軽微なもの以外は変更許可を受けなければならないという規定です。なお、許可の対象とならない「軽微な変更」や「軽微な改造」の内容については、規則に規定されているとおり、「軽微な変更」は広告物の意匠のみが変更となる（大きさや位置の変更を伴わない）場合を指し、「軽微な改造」は広告物等の形状の変更を伴わない修繕、塗装等や、広告物等の一部の除却を指します。

また、変更許可申請に添付する「広告物等の現況を示す写真」は、次に掲げるものを御提出ください。

- (1) 広告物等の近景を撮影したもの
- (2) 広告物等（当該広告物等の周辺を含む。）の遠景を撮影したもの

2 条例第18条第2項の解説

第2項は、すでに許可を受けている広告物等の継続許可を受ける場合の規定です。

また、継続許可申請に添付する「広告物等の現況を示す写真」は、次に掲げるものを御提出ください。

- (1) 広告物等の近景を撮影したもの
- (2) 広告物等（当該広告物等の周辺を含む。）の遠景を撮影したもの

3 条例第18条第4項の解説

第4項では、第1項に定める「軽微な変更」や「軽微な改造」をしようとするときは、変更をする前に届出をしなければならないことを規定しています。なお、この場合は“許可”ではなく“届出”なので、許可に係る審査手数料を納める必要はありません。

また、表示内容に変更がない場合でも、一度広告物等を全て除却し、新たに広告物等を表示等する場合には許可を受けなければなりません。

また、変更届に添付する「広告物等の現況を示す写真」は、次に掲げるものを御提出ください。

- (1) 広告物等の近景を撮影したもの
- (2) 広告物等（当該広告物等の周辺を含む。）の遠景を撮影したもの

4 申請から許可等の処分を行うまでの標準処理期間

変更および継続許可について、申請から許可等の処分を行うまでに通常要する標準的な期間（標準処理期間）は15日間（土日、休日等を含む）です。

(変更協議等)

第 18 条の 2 みなし許可に係る協議の内容を変更しようとする者は、市長に変更の協議を行うよう申し出なければならない。ただし、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 第 10 条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の変更の協議について準用する。この場合において、同条第 3 項中「前条第 1 項」とあるのは、「第 18 条第 1 項」と読み替えるものとする。

3 前条第 4 項の規定は、第 1 項に規定する者が同条第 1 項各号のいずれかに該当するときについて準用する。

(変更の協議の申出等)

規則第 10 条の 2 条例第 18 条の 2 第 1 項の規定による変更の協議の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。

(1) 現に受けている許可年月日及び許可番号

(2) 第 3 条第 1 項各号に掲げる事項

2 前項の申出書には、第 3 条第 2 項第 3 号から第 5 号まで及び第 8 条第 2 項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

1 条例第 18 条の 2 の解説

条例第 10 条第 3 項の協議に基づき、みなし許可を受けた広告物等を変更する場合は、軽微なもの以外は変更協議をしなければならないという規定です。なお、変更協議の対象とならない「軽微な変更」や「軽微な改造」の内容については、規則に規定されているとおり、「軽微な変更」は広告物の意匠のみが変更となる（大きさや位置の変更を伴わない）場合を指し、「軽微な改造」は広告物等の形状の変更を伴わない修繕、塗装等や、広告物等の一部の除却を指します。

また、変更協議に添付する「広告物等の現況を示す写真」は、次に掲げるものを御提出ください。

(1) 広告物等の近景を撮影したもの

(2) 広告物等（当該広告物等の周辺を含む。）の遠景を撮影したもの

2 条例第 18 条の 2 第 3 項の解説

第 3 項では、条例第 18 条第 1 項に定める「軽微な変更」や「軽微な改造」をしようとするときは、変更をする前に届出をしなければならないことを規定しています。なお、表示内容に変更がない場合でも、一度広告物等を全て除却し、新たに広告物等を表示等する場合には新たに協議をしなければなりません。

また、変更届に添付する「広告物等の現況を示す写真」は、次に掲げるものを御提出ください。

(1) 広告物等の近景を撮影したもの

(2) 広告物等（当該広告物等の周辺を含む。）の遠景を撮影したもの

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項（第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第9条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

第1項は、基準に適合していない広告物等でも、特例として許可をすることができる規定です。

許可できるものは、

- ① 特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等
- ② 公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの

であり、その許可をするときは、あらかじめ屋外広告物審議会に意見を聴かなければなりません。

(管理義務)

第20条 広告主、広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）又は広告物等を管理する者（以下「広告主等」という。）は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に維持しなければならない。

2 広告主等は、広告物等（規則で定めるものに限る。）を良好な状態に維持するため、前項の補修その他必要な管理を行う維持管理主任者を置かなければならない。ただし、広告主等が自ら維持管理主任者となることを妨げない。

3 前項の維持管理主任者は、第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに掲げる者でなければならない。

(点検)

第20条の2 第18条第2項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等について必要な点検を行わなければならない。

2 前項の場合において、当該広告物等のうち規則で定めるものについては、第39条第1項第1号に掲げる者その他規則で定める者に点検を行わせなければならない。

(管理の基準等)

規則第10条の3 条例第20条第2項の規則で定めるものは、条例第9条第1項、条例第18条第1項若しくは第2項若しくは条例第19条の規定による許可又はみなし許可（条例第18条第1項に規定するみなし許可をいう。）に係る広告物等で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第6条第1項第1号に規定する広告物等（塗料により直接表示される広告物を除く。）、同項第2号イに規定する広告物等又は広告塔等であって、これらの広告物等の上端の高さが地上から4メートルを超えるもの
- (2) 第6条第1項第2号アに規定する広告物等又はアーチを利用する広告物等

(点検の基準等)

規則第10条の4 条例第20条の2第1項の点検は、広告物等の基礎、支持部、取付部、板面、照明装置等の劣化、腐食、損傷等について、条例第18条第2項の許可の申請前3月以内に行わなければならない。

2 条例第20条の2第2項の規則で定めるものは、前条各号のいずれかに該当するものとする。

3 条例第20条の2第2項の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者
- (2) 屋外広告業の事業者団体が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者

1 条例第20条第1項の解説

広告主や管理者には、許可を受けて掲出した広告物等が汚損、破損した場合には補修などを行い、広告物等を適切に管理する義務があることを規定しています。

2 条例第20条第2項及び第3項の解説

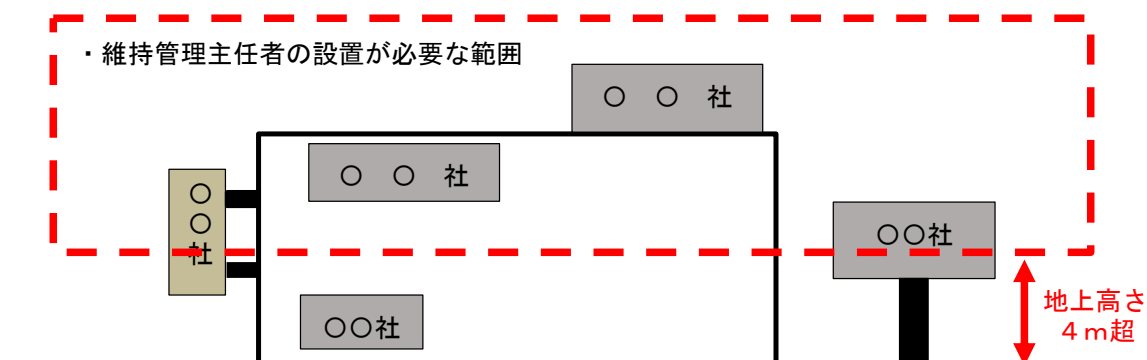
この規定は令和4年4月1日より新たに追加された規定です。許可（みなし許可を含む。）を受ける広告物等のうち、次に掲げる広告物等に該当する場合は、屋外広告士、自治体が開催する屋外広告物講習会の修了者、職業訓練指導員（広告美術科）、職業訓練修了者（広告美術科）又は技能検定合格者（広告美術仕上げ）の有資格者を維持管理主任者として置く必要があります。

- (1) 壁面看板（塗料により直接表示される広告物を除く。）、袖看板又は広告塔等であって、これらの広告物等の上端の高さが地上から4メートルを超える位置に表示等するもの
- (2) 屋上看板又はアーチを利用する広告物等

【対象となる屋外広告物（下記の図も合わせてご参照ください。）】

屋外広告物の種類		維持管理主任者設置義務
壁面看板 (直接塗装は除く)	屋外広告物の上端の高さが地上から4mを超えるもの	○
袖看板		
広告塔・広告板		
屋上看板（4m以下も含む） アーチ（4m以下も含む）		× (維持管理主任者の設置は必要ありません。)
上記以外のもの		

破線で囲まれた箇所は、維持管理主任者の設置が必要となります。



3 条例第 20 条の 2 の解説

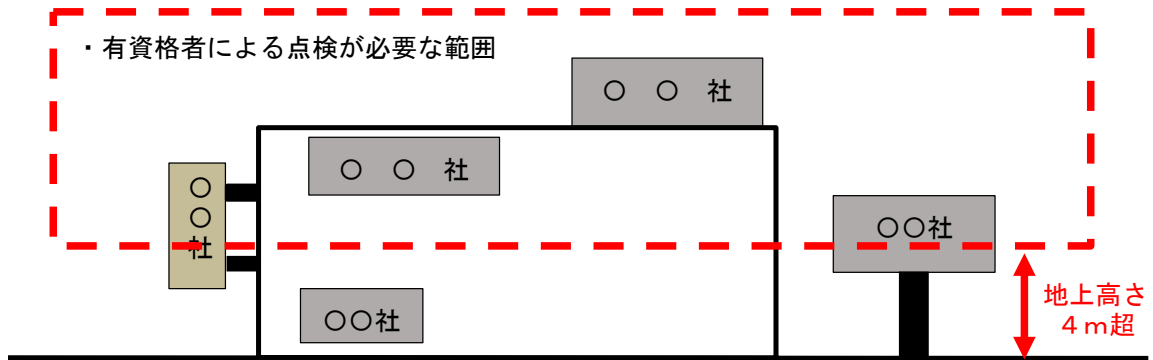
この規定は令和 4 年 4 月 1 日より新たに追加された規定です。この規定継続許可申請を行う際には、申請前 3 月以内に点検を行う必要があり、当該点検に係る報告書を申請書に添付する必要があります。また、次に掲げる広告物等に該当する場合は、屋外広告士、建築士（一級・二級）又は屋外広告物点検技能講習修了者が当該点検を行う必要があります。

- (1) 壁面看板（塗料により直接表示される広告物を除く。）、袖看板又は広告塔等であって、これらの広告物等の上端の高さが地上から 4 メートルを超える位置に表示等するもの
- (2) 屋上看板又はアーチを利用する広告物等

【対象となる屋外広告物（下記の図も合わせてご参照ください。）】

屋外広告物の種類		有資格者による点検義務
壁面看板 (直接塗装は除く)	屋外広告物の上端の高さが地上から 4 m を超えるもの	○
袖看板		
広告塔・広告板		
屋上看板（4 m 以下も含む）		×（誰でも点検可）
アーチ（4 m 以下も含む）		
上記以外のもの		

破線で囲まれた箇所は、有資格者による点検が必要となります。



(除却の義務)

第21条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、第17条第1項の許可の期間が満了したときは、当該満了の日から10日以内に当該広告物等を除却しなければならない。第23条第1項の規定により許可を取り消され、又は除却を命ぜられたときも、同様とする。

広告物等の除却に関する義務を定めています。許可期間が終了した広告物等については、10日以内に当該広告物等を除却しなければなりません。

(変更等の届出)

第22条 広告主等は、この条例の規定による許可を受けた広告物等が、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該該当することとなった日から7日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者若しくはこれの維持管理主任者が、商号、名称若しくは氏名若しくは住所若しくは所在地又は法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。
- (2) 当該広告物等を第17条第1項の許可の期間内に除却し、又は滅失したとき。

(変更等の届出)

規則第11条 条例第22条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 現に受けている許可年月日及び許可番号並びに当該広告物等の表示の内容
 - (3) 届出を行う事由が発生した年月日
 - (4) 条例第22条第1号に該当する場合にあっては、変更前及び変更後の内容
- 2 条例第22条第1号に該当する場合で維持管理主任者を変更するときにおける前項の届出書には、当該広告物等に係る変更後の維持管理主任者が条例第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。
- 3 条例第22条第2号に該当する場合における第1項の届出書には、広告物等を除却し、又は滅失した後の写真(カラーで出力したものに限り)を添付しなければならない。

許可を受けた広告物等の広告主、管理者及び維持管理主任者に何らかの変更があった場合や、当該広告物等を除却した場合には届出をしなければならないことを規定しています。

(処分、手続等の効力の承継)

第22条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に変更があった場合は、この条例又はこの条例に基づく規則により、変更前のこれらの者がした手続その他の行為は変更後のこれらの者がしたものとみなし、変更前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は変更後のこれらの者に対してしたものとみなして、この条例の規定を適用する。

許可を受けた広告物等の広告主及び管理者に変更があった場合に、従前の許可等の処分を新たな広告主及び管理者に許可等の処分があったものとみなすことを規定しています。

第3章 監督

(許可の取消し、除却その他の措置)

第23条 この条例の規定による許可（みなし許可を除く。以下この項において同じ。）を受けた広告物等が、良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、当該許可の申請書に虚偽の事項があったとき、又は第17条第1項の規定により付した条件に違反したときは、市長は、当該許可を取り消し、又は当該広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者に対して、相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 みなし許可に係る広告物等が協議基準に違反したとき、又はみなし許可に係る協議の申出事項に虚偽の事項があったときは、市長は、当該みなし許可を取り消すことができる。

3 前2項に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反した広告物等があるときは、市長は、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対して、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

4 法第7条第2項の規定により掲出物件を除却しようとするときは、市長は、10日以上を期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

5 前項の場合において、当該掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれの顕著なものであり、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、1日を下らない期限を定めることができる。

法第7条

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確認することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

第1項では、許可を受けた広告物等が、許可を受けた後に破損、汚損等した場合、また許可した際に付加した条件に違反している場合や当初の申請に虚偽があった場合に、その改修や除却などの必要な措置を広告主と管理者に命ずることを規定しています。あわせて、第3項で許可を受けていない広告物等についても、必要な場合は改修、移転、除却その他の措置を命ずることができることを規定しています。

第2項では、条例第10条第3項に基づく協議の成立よりみなし許可を受けた広告物等が、協議基準に違反した場合や、協議の申出事項に虚偽があった場合に、みなし許可の取り消すことを規定しています。

第4項では、法第7条第2項の規定について、除却命令を出した物件を除却する期限や公告の内容について規定したものです。

第5項では、第4項で定めた期限についての例外を規定しています。通常行政代執行を行う場合は措置命令を行ってから10日以上の日数をおいて行いますが、当該物件が「公衆に対し危害を及ぼすおそれの顕著なものであり、かつ、これを放置することが著しく公益に反する」場合は例外としてその期間を短縮することができます。

(公表)

第 23 条の 2 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、前条第 1 項又は第 3 項の規定による命令を受けた者に対して、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なくこれに応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(公表等)

第 11 条の 2 条例第 23 条の 2 第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、横浜市報への登載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

- (1) 命令を受けた者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 命令の内容及び命令に従わない事実
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 23 条の 2 第 2 項の意見の聴取は、口頭で意見を述べることを市長が認めた場合を除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出させて行うものとする。

3 市長は、意見書の提出期限（口頭で意見を述べることを認めた場合には、実施日時）までに相当の期間において、条例第 23 条の 2 第 2 項の意見の聴取を受ける者（以下「被聴取者」という。）に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 意見書の提出先及び提出期限（口頭で意見を述べることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

4 被聴取者は、代理人をして書面により意見を述べさせ、又は意見を口述させる場合は、その代理人であることを証明する書面を市長に提出しなければならない。

令和 4 年 4 月 1 日より、措置命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わない場合に、公表することができることを規定しています。また、当該公表を実施する前に当該命令を受けた者にその旨を通知し、意見の聴取を行うことも合わせて規定しています。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第24条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日
- (3) その広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するために必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第25条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、公示の日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、4日間)、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者等の名称又は氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を横浜市報に登載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を備え、これを規則で定める場所において関係者の閲覧に供しなければならない。

規則第12条 条例第25条第1項第1号に規定する規則で定める場所は、市庁舎又は区役所の掲示板とする。

2 条例第25条第2項に規定する規則で定める場所は、横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課(以下「景観調整課」という。)又は区役所とする。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

法第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

法では、第8条第1項で除却した物件の保管について、第2項で保管した物件の公示を行う事項についての規定を行い、詳細については条例で定めるとしています。これを受けて、第24条で公示する事項を、第25条で公示方法等を規定しています。

(広告物等の価額の評価の方法)

第26条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間又は損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第27条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等を売却する場合の手続については、物品の売払いの例による。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第28条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 4日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第29条 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその名称又は氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

法第7条

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下この条において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。))をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台も含む。))をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- 二 管理されずに放置されていることが明らかとなるとき。

法第8条

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間
 - (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3日以上で条例で定める期間
 - (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間
- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

法第8条第3項では、保管物件について、理由(その保管に不相当な費用がかかるなど)がある場合には、保管期間内であっても、保管物件を売却しその代金を保管物件の代わりに保管することができること、その売却が可能となる具体的な期間は条例で定めることを規定しています。このうち、前段の保管物件の価額の評価についての規定を第26条、後段の売却するにあたっての手続についての規定を第27条、売却できるようになるまでの期間の規定を第28条、保管した広告物等を返還する場合の手続の規定を29条で行っています。

第4章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第30条 市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第31条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した申請書（以下「登録申請書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び所在地並びにその代表者及び役員の氏名）
 - (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 登録申請書には、登録申請者が第33条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の更新の申請期間)

規則第13条 条例第30条第3項の更新の登録を受けようとする者は、現に受けている登録の有効期間の満了の日の90日前から30日前までの間に条例第31条第1項に規定する登録申請書を提出しなければならない。

(登録申請書の添付書類)

規則第14条 条例第31条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人にあってはその役員が、未成年者にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が、条例第33条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 法人にあっては条例第31条第1項に規定する登録申請者（次号において「登録申請者」という。）の、未成年者であってその法定代理人が法人であるものには法定代理人の登記事項証明書
- (3) 個人にあっては、登録申請者（未成年者であってその法定代理人が個人であるものにあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書面
- (4) 条例第31条第1項第5号の業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第39条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

屋外広告業の登録と申請についての規定です。

第30条では、登録の義務及び更新に関する有効期間等について規定しています。屋外広告業者の登録期間は5年で、期間満了後に引き続き屋外広告業を営む場合には期間満了日の90日前から30日前までの間に登録申請を行い、登録を更新しなければなりません。なお、申請から許可等の処分を行うまでに通常要する標準的な期間（標準処理期間）は15日間（土日、休日等を含む）です。

第31条では、登録申請を行う場合に提出しなければならない書類等を規定しています。登録の申請を行う場合は、第1項で定める事項を記載した申請書に、第2項及び規則第14条で定める必要書類を添付して提出しなければなりません。

(登録の実施)

第32条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第33条 市長は、登録申請者が次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第43条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業を営む法人が第43条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第43条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当する者
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第31条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第34条 屋外広告業者は、第31条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、当該届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

3 第31条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(登録事項の変更の届出)

規則第15条 条例第34条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 現に受けている登録年月日及び登録番号
- (3) 届出を行う事由が発生した年月日及び変更事項

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第31条第1項第1号に掲げる事項の変更前条第2号又は第3号に掲げる書類
- (2) 条例第31条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）前条第2号に掲げる書類
- (3) 条例第31条第1項第3号に掲げる事項の変更前条第1号及び第2号に掲げる書類
- (4) 条例第31条第1項第4号に掲げる事項の変更次に掲げる書類
 - ア 前条第1号に掲げる書類
 - イ 法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書）
- (5) 条例第31条第1項第5号に掲げる事項の変更前条第4号に掲げる書類

第 32、33 条では登録の可否判断について規定しています。登録申請者から登録の申請があった場合、市は登録するか、登録を拒否するかを審査したうえで、登録する場合には、登録申請者に屋外広告業の登録について通知し、第 32 条第 1 項で定める事項を登録簿に記載します。

登録を拒否した場合には、その旨を拒否理由とともに登録申請者へ通知します。

第 34 条では、登録を受けた屋外広告業者について、登録事項に変更がある場合は当該変更日から 30 日以内に、規則で定める届出書を提出し、届出を行わなければならない旨を規定しています。

(登録簿の閲覧)

第 35 条 市長は、登録簿を備え、これを規則で定める場所において一般の閲覧に供しなければならない。

(登録簿の閲覧)

規則第 16 条 条例第 35 条に規定する規則で定める場所は、景観調整課とする。

登録業者の情報を記載した登録簿は、広告主等に屋外広告業に関する情報を提供し、適法な業者の選定を促すため、一般の閲覧に供されます。登録簿は都市整備局景観調整課の窓口で閲覧することができます。

(廃業等の届出)

第 36 条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、当該該当することとなった日（第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日）から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 屋外広告業者であった個人が死亡した場合 その相続人
- (2) 屋外広告業者であった法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 屋外広告業者であった法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 屋外広告業者であった法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 第 30 条第 1 項又は第 3 項の登録に係る屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第 30 条第 1 項又は第 3 項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 37 条 市長は、第 30 条第 1 項又は第 3 項の登録がその効力を失ったときは、登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(廃業等の届出)

規則第 17 条 条例第 36 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者及び屋外広告業者であった者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 屋外広告業者であった者の登録年月日及び登録番号
- (3) 届出を行う事由が発生した年月日及び理由

第 36 条は廃業の届出についての規定です。屋外広告業者が各号に定める事項に該当することとなった場合には、それぞれに対応する人が規則に掲げる事項を記載した届出書により廃業の届出を行わなければならない。

(講習会)

第38条 市長は、広告物等の表示及び設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

2 前項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(講習会)

規則第18条 条例第38条第1項の講習会（以下「講習会」という。）を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した申込書を提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 申込者の勤務先の名称及び所在地
- (3) 第4項各号に掲げる資格等のうち申込者が有する資格等の有無及びその種類

2 前項の申込書には、申込者の写真（カラーで出力したものであって、申込前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したものに限る。）を添付しなければならない。

3 講習会は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 広告物等の表示及び設置に関する法令に関する事項
- (2) 広告物等の表示及び設置の方法に関する事項
- (3) 広告物等の表示及び設置に係る工事の施工に関する事項

4 市長は、申込者が次のいずれかに該当する場合には、当該申込者に対して、前項第3号に掲げる事項の受講を免除することができる。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 帆布製品製造に関し、職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定に合格した者又は公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者

5 前項の規定により第3項第3号に掲げる事項の受講の免除を受けようとする者は、第1項の申込書に前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

6 市長は、講習会の課程を修了した者に対して、講習会の課程を修了したことを証する書面を交付するものとする。

7 市長は、講習会を実施するときは、あらかじめ、公告するものとする。

講習会について規定しています。本市では、神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市と5区市共同で講習会を順番に開催しています。講習会の開催に関するお知らせは、県または各市の屋外広告物を担当する部署がホームページ等で案内しています。

(業務主任者の設置)

第39条 屋外広告業者は、第31条第1項第2号の営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければならない。

- (1) 登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
 - (3) 都道府県又は他の地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の行う前条第1項の講習会に相当する講習会の課程を修了した者
 - (4) 広告美術科の職業訓練指導員(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項に規定する職業訓練指導員をいう。)の免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定(同法第44条第1項に規定する技能検定をいう。)に合格した者又は広告美術科の公共職業訓練(同法第20条に規定する公共職業訓練をいう。)若しくは認定職業訓練(同法第24条第3項に規定する認定職業訓練をいう。)を修了した者
 - (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 2 前項の業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。
- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の遵守に関すること。
 - (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
 - (3) 第41条に規定する帳簿の作成及び管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(業務主任者の資格の認定)

規則第19条 条例第39条第1項第5号の規定による認定は、屋外広告業を営む営業所において広告物等の表示又は設置の責任者として5年以上の実務の経験を有する者について行うものとする。

- 2 前項の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、市長に次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- (1) 認定申請者の氏名、住所及び生年月日
 - (2) 認定申請者の勤務先の名称及び所在地
 - (3) 認定を受けようとする理由
- 3 前項の申請書には、第1項に該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。
- 4 市長は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、認定申請者に対し、認定証を交付するものとする。

業務主任者に関する規定を行っています。屋外広告業者は、営業所ごとに第1項の要件を満たす業務主任者を選任します。業務主任者は法令順守や安全の確保など、屋外広告物に関する業務を総括します。

(標識の掲示)

第40条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第31条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第41条 屋外広告業者は、第31条第1項第2号の営業所ごとに規則で定める事項を記載した帳簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を備え、及びこれを保存しなければならない。

(標識の掲示)

規則第20条 条例第40条の標識は、屋外広告業者にあつては第1号様式に、条例第44条第1項に規定する者であつて横浜市（以下「市」という。）の区域内で屋外広告業を営むもの（以下「特例屋外広告業者」という。）にあつては第2号様式によるものとする。

2 条例第40条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 業務主任者の氏名
- (4) その他市長が必要と認める事項

(帳簿の記載事項等)

規則第21条 条例第41条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地
- (2) 広告物等の所在地
- (3) 広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物等を表示し、又は設置した年月日
- (5) 請負金額

2 帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに整理して作成しなければならない。

3 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間保存しなければならない。

標識の掲示及び帳簿の備付け等の義務について規定しています。それぞれ、規則に定める事項を記載しなければなりません。なお、帳簿については、様式は定められていませんので、規則で定める事項が記載された何らかの帳簿を保有していれば、帳簿を新たに作成する必要はありません。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第42条 市長は、市の区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告に関する規定です。ここで対象となるのは「屋外広告業者」ではなく、「屋外広告業を営む者」ですので、指導、助言及び勧告は、登録の有無にかかわらず行われます。

(登録の取消し等)

第43条 市長は、屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第30条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第33条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第33条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

市長は、何らかの問題がある屋外広告業者に対し、その程度によって登録の取消、または6か月以内で営業の全部若しくは一部停止を命ずることができます。この処分を行った場合は、その理由を示した通知が処分対象者に送付されます。

(神奈川県知事の登録を受けた者に関する特例)

- 第44条 第30条から第37条まで及び前条の規定(第36条、第37条及び前条の規定にあつては、第3項の規定による届出をした場合に限る。)は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)の規定に基づく屋外広告業の登録を受けている者(第33条第1項各号に該当する者を除く。)には、適用しない。
- 2 前項に規定する者であつて市の区域内で屋外広告業を営むものについては、第30条から第37条まで及び前条の規定を除き、第30条第1項の登録を受けた者とみなしてこの条例の規定を適用する。
 - 3 第1項に規定する者は、市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項について変更があつたとき、又は市の区域内で屋外広告業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 5 屋外広告業者が第3項の規定による届出をしたときは、その者に係る第30条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。
 - 6 市長は、第1項に規定する者であつて市の区域内で屋外広告業を営むものが、前条第1項第2号又は第4号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 7 第33条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。
 - 8 市長は、第3項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、特例屋外広告業者届出簿に記載し、これを規則で定める場所において一般の閲覧に供しなければならない。
 - 9 市長は、第3項の規定による届出をした者について第4項の規定による廃止の届出があつたとき、又は神奈川県屋外広告物条例の規定に基づく登録がその効力を失つたときは、特例屋外広告業者届出簿からその記載を抹消しなければならない。

(特例屋外広告業者の届出)

規則第 22 条 条例第 44 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員の氏名
- (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び所在地並びにその代表者及び役員の氏名）
- (5) 第 2 号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「神奈川県条例」という。）第 24 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたことを証する書面
- (2) 神奈川県条例第 25 条第 1 項の登録申請書の写し
- (3) 前項第 5 号の業務主任者（神奈川県条例第 25 条第 1 項第 2 号の営業所に選任される業務主任者を除く。）の住民票の写し又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(特例屋外広告業者の変更の届出)

規則第 23 条 条例第 44 条第 4 項の規定による変更の届出は、前条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に掲げる事項に変更があったときに行わなければならない。

2 前項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 届出年月日及び届出番号
- (3) 届出を行う事由が発生した年月日及び変更事項

3 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更神奈川県条例第 28 条第 1 項の規定による届出に係る書類の写し
- (2) 前条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限り。）神奈川県条例第 28 条第 1 項の規定による届出に係る書類の写し又は第 14 条第 2 号に掲げる書類
- (3) 前条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更神奈川県条例第 28 条第 1 項の規定による届出に係る書類の写し又は第 14 条第 4 号に掲げる書類

(特例屋外広告業者の廃業等の届出)

規則第 24 条 条例第 44 条第 4 項の規定による市の区域内で屋外広告業を廃止したときの届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者及び特例屋外広告業者であった者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特例屋外広告業者であった者の届出年月日及び届出番号
- (3) 届出を行う事由が発生した年月日及び理由

(特例屋外広告業者届出簿)

規則第 25 条 条例第 44 条第 8 項の規定による特例屋外広告業者届出簿への記載は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第 22 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 届出年月日及び届出番号

2 市長は、前項の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特例屋外広告業者に通知しなければならない。

3 条例第 44 条第 8 項に規定する規則で定める場所は、景観調整課とする。

屋外広告業の特例届出に関する規定です。この条の構成は次のとおりとなっています。

- 第1項 神奈川県に登録を受けている者は市の登録の規定の適用除外とする規定
- 第2項 神奈川県に登録を受けている者は市の登録を受けている者とみなす規定
- 第3項 神奈川県に登録を受けている者が市で屋外広告業を営もうとする場合の届出の規定
- 第4項 第3項の届出の事項に変更があった場合や、廃業する場合の届出の規定
- 第5項 第3項の届出をした者が既に市の登録を受けていた場合、届出をした時点で市の登録が失効する規定
- 第6項 神奈川県に登録を受けている者のうち市内で屋外広告業を営む者に、6か月以内の期間で市内における全部または一部の営業停止を命ずることができる規定
- 第7項 第6項の処分をしたときは、理由を示した通知を処分対象者に送付する規定
- 第8項 第3項の届出があった場合は、届出簿に記載し、その届出簿を公開する規定
- 第9項 廃止の届出があった場合と、神奈川県に登録が失効された場合、登録簿から抹消する規定

神奈川県に登録をした屋外広告業者は市に改めて登録を行うことなく屋外広告業を営むことができます。しかし、その際には市に届出を行わなければなりません。届出を行った屋外広告業者には、市に登録した屋外広告業者と同等の義務が課せられます。市長はその業者に対して登録取消し以外の処分ができます。

(処分簿の備付け等)

- 第45条 市長は、屋外広告業者監督処分簿（以下「処分簿」という。）を備え、これを規則で定める場所において一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 市長は、第43条第1項又は前条第6項の規定による処分をしたときは、処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(屋外広告業者監督処分簿)

- 規則第26条 条例第45条第1項に規定する規則で定める場所は、景観調整課とする。
- 2 条例第45条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 処分を受けた屋外広告業者又は特例屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 屋外広告業者にあっては登録年月日及び登録番号、条例第44条第3項の規定による届出をした者にあっては届出年月日及び届出番号
 - (3) 処分の理由（当該屋外広告業者又は特例屋外広告業者が表示し、又は設置した広告物等に関する処分である場合は、当該広告物等の概要を含む。）

屋外広告業者監督処分簿に関する規定です。市長は、屋外広告業者に対する処分を行った場合、処分を受けた業者の情報や処分の内容を記載した処分簿を作成し公開します。公開を行う場所は登録簿と同じく都市整備局景観調整課です。

(報告及び立入検査等)

第46条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、市の区域内において屋外広告業を営む者に対して、必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書)

規則第27条 条例第46条第2項及び第51条第2項に規定する規則で定める身分証明書は、第3号様式とする。

屋外広告業を営む者に対する報告及び立入検査等に関する規定です。第42条の指導、助言及び勧告に関する規定と同様、ここでも対象は「屋外広告業者」ではなく、「屋外広告業を営む者」ですので、対象は登録(届出)の有無にかかわらず市内で屋外広告業を営む者すべてとなります。

第2項の身分証明書は第51条(立入検査等)で使用するものと共通とし、規則第27条で様式を規定しています(第3号様式)。

第5章 横浜市屋外広告物審議会

第47条 市長の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議するため、市に横浜市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、広告物に関する施策に関し必要と認める事項を市長に建議することができる。
- 3 市長は、第6条第1項第2号から第6号まで、第10条第1項又は第11条第1項の規定により地域又は地区を指定し、変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、第10条第2項若しくは第4項（第18条の2第2項において準用する場合を含む。）、第11条第2項、第12条第1項第3号から第5号まで若しくは第3項第2号若しくは第3号、第13条第3項若しくは第4項第1号、第15条若しくは第16条第1項若しくは第2項第1号の規定により基準を設け、変更し、若しくは廃止し、又は第10条第2項の規定により第7条の規定の一部の適用を除外し、若しくは除外することをやめようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、第19条の規定により第9条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 市長は、第23条の2第1項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 7 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、規則で定める。

(組織)

規則第 28 条 横浜市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 広告物に関する事業を営む者
- (3) 商工会議所の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

規則第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

規則第 30 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

規則第 31 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己又は自己と密接な関係のある者の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、審議会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席等)

規則第 32 条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

規則第 33 条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会長は部会の委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、前 2 条中「審議会」とあるのは「部会」と、第 31 条第 1 項及び前条中「会長」とあるのは「部会長」と、第 31 条第 2 項から第 4 項までの規定中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

規則第 34 条 審議会の庶務は、都市整備局において処理する。

(委任)

規則第 35 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

審議会についての規定です。実務に関する規程は規則で定めています。

審議会は市長の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議します。また、市長は次に掲げる事項を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければなりません。

- ① 禁止地域等、広告物活用地区、景観保全型広告物規制地区について、地域や地区の指定、変更、廃止をしようとする場合
- ② 広告物活用地区、景観保全型広告物規制地区の基準を設定、変更、廃止する場合
- ③ 許可を受けずに表示等することができる広告物等の基準を設定、変更、廃止する場合
- ④ 不適合部分を有する広告物等が一体的に表示された場合の特例に関する基準を設定、変更、廃止する場合
- ⑤ 広告物等の種類ごとの基準を設定、変更、廃止する場合
- ⑥ 第19条第2項で規定する、特例許可を行う場合
- ⑦ 第23条の2第1項で規定する公表を行う場合

第6章 雑則

(告示)

第48条 市長は、第6条第1項第2号から第6号まで、第10条（第18条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第11条の規定により、地域若しくは地区を指定し、変更し、若しくは廃止し、基準を設け、変更し、若しくは廃止し、又は第7条の規定の一部の適用を除外し、若しくは除外することをやめたときは、その旨を告示しなければならない。

禁止地域等のうち市長が定める地域と、広告物活用地区、景観保全型広告物規制地区を指定・変更するなどの場合と、その地域、地区に基準を設ける場合は告示することを規定しています。

(手数料)

第49条 この条例の規定による許可（みなし許可を除く。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 登録申請者は、規則で定めるところにより、10,000円の手数料を納めなければならない。
- 3 第38条第1項の講習会を受けようとする者は、規則で定めるところにより、3,000円の手数料を納めなければならない。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第49条第1項)

広告物等の種類		単位	金額
建築物その他の工作物の外面を利用するもの (はり紙及びはり札等を除く。)	照明装置のあるもの	1基(表示面積5平方メートルを超えるものにあつては、表示面積5平方メートルまでごとに)	2,400円
	建築物から突出する形式のもの 広告塔及び広告板	1基(表示面積5平方メートルを超えるものにあつては、表示面積5平方メートルまでごとに)	1,500円
はり紙		100枚までごとに	500円
はり札等		1枚	50円
広告旗 広告幕		1張	200円
立看板等		1基	100円
電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識を利用するもの (広告幕を除く。)		1枚	150円
バス停留所の標識を利用するもの	照明装置のあるもの	1基	1,200円
	照明装置のないもの	1基	750円
アーチを利用するもの	照明装置のあるもの	1基	9,000円
	照明装置のないもの	1基	6,000円
電車、自動車又は船舶の外面を利用するもの		1台	1,500円
アドバルーン		1個	1,000円
投影広告物		表示面積5平方メートルまでごとに	2,400円

(手数料)

規則第36条 条例第49条第1項から第3項までの手数料は、前納とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該許可を申請する際に手数料を算定し難い場合
- (2) その他市長がやむを得ないと認める場合

手数料に関する規定です。広告物等の手数料は、原則として広告物等1基ごとに当該広告物等の表示面積により算定されます（はり紙など別に定められているものを除く）。

1 手数料の納付時期

手数料は原則として前納です。しかし、屋外広告物許可の審査に関する手数料は、審査が終了して許可書が発行された段階で最終的に確定することから、許可書とあわせて納入通知書を発行し、許可書の受取後に手数料を納める後納としています。

2 照明装置に関して

許可を受ける時点では使用していなくても、照明を行うための装置が設置されていれば「照明装置あり」の広告物等として扱います。

(報告等の徴収)

第50条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対して、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第51条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、広告物等の存する土地若しくは建築物に立ち入り、広告物等を検査させ、又は広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者に質問させることができる。

2 前項の職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書)

規則第27条 条例第46条第2項及び第51条第2項に規定する規則で定める身分証明書は、第3号様式とする。

報告等の徴収や立入検査等に関する規定です。市長は、条例の目的達成に必要な範囲において、広告物等の広告主や管理者に対して報告や資料の提出要求、若しくは立入検査を行うことができます。

(適用上の注意)

第52条 この条例及びこの条例に基づく規則等の規定の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(適用上の注意)

法第29条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

市が条例を適用する際の注意について規定しています。屋外広告物の規制は、政治活動の自由や表現の自由と密接に関係してくるため、特に留意しなければならないという考えから、法の規定とあわせて条例にも明記しています。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

規則第37条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

条例で「～については規則で定める」と規定していない事項を規則で定めるための規定です。

第7章 罰則

(罰則)

第54条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者（第44条第1項に規定する者を除く。）
- (2) 不正の手段により第30条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第43条第1項又は第44条第6項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第55条 次のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条又は第7条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して許可を受けずに広告物等を表示し、又は設置した者
- (3) 第18条第1項の規定に違反して広告物の表示の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- (4) 第21条の規定に違反して第17条第1項の許可の期間の満了後も広告物等を除去しなかった者
- (5) 第23条第1項又は第3項の規定による命令に違反した者

第56条 次のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第39条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第57条 次のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第46条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第50条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (3) 第51条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して第54条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第59条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第36条第1項又は第44条第3項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第40条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第41条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

罰則についての規定です。

第54、56条は、屋外広告業に関する罰則を規定しています。

第55条は、屋外広告物規制に関する罰則を規定しています。

第57条は、第1項が屋外広告業者に対する報告、検査に係る罰則で、第2項、第3項は屋外広告物の規制に係る罰則を規定しています。

第58条は、実際に違反行為を行った者だけでなく、その者を雇った者（会社）についても罰則を適用させることを規定しています。

第59条は、届出義務違反や標識、帳簿などに係る義務違反に関して過料を課す規定です。

・ 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第2号及び第5号の規定による地域の指定並びに第12条第1項第3号から第5号まで並びに第3項第2号及び第3号、第15条並びに第16条第1項の規定による基準の設定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の例によりすることができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の許可で次の各号に掲げるものを受けて表示し、又は設置している広告物等については、当該許可の期間が満了するまでの間は、それぞれ当該各号に掲げる新条例の許可を受けた広告物等とみなす。

(1) 旧条例第2条第1項又は第7条第2項の許可 新条例第9条第1項の許可

(2) 旧条例第10条第1項の許可 新条例第18条第1項の許可

(3) 旧条例第10条第2項の許可 新条例第18条第2項の許可

4 この条例の施行の際現に市長に対し旧条例の規定によりなされている申請で、前項各号に掲げる許可に係るものは、それぞれ当該各号に掲げる許可に係る申請とみなす。この場合において、当該申請に係る許可については、新条例第9条第2項（新条例第18条第3項において準用する場合を含む。）中「第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条まで」とあるのは、「横浜市屋外広告物条例の全部を改正する条例（平成23年3月横浜市条例第13号）による改正前の横浜市屋外広告物条例第3条から第6条まで及び第8条」とする。

5 附則第3項の規定により新条例の許可を受けたものとみなされた広告物等及び前項の規定により新条例の許可に係る申請とみなされた申請により新条例の許可を受けた広告物等（次項において「既存広告物等」という。）に係る新条例第18条第2項の許可（前項の申請に係る許可を除く。）については、同条第3項において準用する新条例第9条第2項中「第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条まで」とあるのは、「横浜市屋外広告物条例の全部を改正する条例（平成23年3月横浜市条例第13号）による改正前の横浜市屋外広告物条例第3条から第6条まで及び第8条」とする。

6 既存広告物等及び前項の規定の適用を受けて新条例既存広告物等及び前項の規定の適用を受けて新条例第18条第2項の許可を受けた広告物等については、その表示の内容に変更を加え、又は改造し、若しくは移転するまでの間は、新条例第6条第1項、第7条及び第16条の規定は、適用しない。

第1項では施行期日について、第2項では施行までの準備に係る行為について規定しています。

第3項は、条例施行日（平成23年10月1日）時点において、旧条例の許可を受けている広告物等については、その許可期間に限って新条例の許可を受けたものとみなすための規定です。

第4項は、条例の施行日より前（平成23年9月30日まで）に受付をした広告物等の申請については、新条例の申請とみなし、かつ、許可の基準は旧条例が適用されることを規定しています。

第5項は、第3項・第4項に該当する広告物等についての継続許可申請の際、全く変更の無い広告物等についての許可の基準は、条例改正前の旧条例の基準を準用することを規定しています。

第6項は、第3～5項で許可された広告物等について、当初の申請時点と全く変更の無い広告物等については、新条例で規定する、禁止区域、禁止物件、基準等が適用されないことを規定しています。

この場合においては、変更があった時点で新条例の基準が適用されます。

- 7 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項の規定に基づき届出をし、屋外広告業を営んでいる者については、施行日から起算して1年間（その期間内に新条例に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第30条第1項の規定にかかわらず、登録を受けずに引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、当該屋外広告業を営んでいる者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
- 8 前項の規定により引き続き屋外広告業を営む場合においては、当該屋外広告業を営む者を新条例第30条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなして、新条例第34条第1項及び第3項、第36条、第39条、第41条、第43条（登録の取消しに係る部分を除く。）並びに第45条（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新条例第34条第1項中「第31条第1項各号」とあるのは、「第31条第1項第1号、第2号及び第5号」とする。
- 9 附則第7項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる者がこの条例の施行の際現に旧条例第15条第1項の規定により置いている同項に規定する講習会修了者等は、附則第7項の規定により引き続き屋外広告業を営む間（その期間内に新条例第31条第1項第5号に掲げる事項に変更があったときは、その日までの間）は、新条例第39条第1項の規定により選任された業務主任者とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第15条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第39条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 11 施行日前に旧条例第18条第3項又は第4項の規定によりした手続については、新条例第47条第3項又は第4項の規定によりした手続とみなす。
- 12 新条例第49条第1項及び別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 13 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新条例の相当の規定によってしたものとみなす。
- 14 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第7、8項は、条例施行日（平成23年10月1日）時点において、旧条例の屋外広告業の届出をしている屋外広告業者に対する経過措置です。この項については、既に経過措置期間が終了したため失効しています。

第9項は、旧条例の講習会修了者を新条例の業務主任者とみなす規定です。この項については、既に経過措置期間が終了したため失効しています。

第10項は、旧条例下で横浜市の講習会を修了した者についても、新条例での業務主任者となる資格を有することを規定しています。

第11項は、旧条例下で屋外広告物審議会に意見を聴いた案件に関する経過措置です。この項については、既に経過措置期間が終了したため失効しています。

第12項は、手数料についての経過措置です。この項については、既に経過措置期間が終了したため失効しています。

第13項は、他に定めのない事項に関する処分や手続等の行為に関する経過措置です。

第14項は、旧条例下で行われた行為に対する罰則の適用に関する経過措置です。

- 附則（平成 23 年 12 月条例第 57 号）

（施行期日）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日から施行する。ただし、第16条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

第1項は、施行期日について規定しています。

- 附則（令和3年10月条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次及び第12条第1項第1号の改正規定、第22条の次に1条を加える改正規定並びに第31条第1項第1号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第20条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請し、又は申し出る新条例第9条第1項、第18条第1項若しくは第2項若しくは第19条の規定による許可又はみなし許可（新条例第18条第1項に規定するみなし許可をいう。）に係る広告主等について適用し、施行日前に申請するこの条例による改正前の横浜市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の規定による許可（以下総称して「旧許可」という。）に係る広告主等については、なお従前の例による。

3 新条例第20条の2の規定は、施行日以後に申請する新条例第18条第2項の規定による許可を受けようとする者について適用し、施行日前に申請する旧条例第18条第2項の規定による許可を受けようとする者については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧許可を受けている広告主等については、当該旧許可の期間が満了するまでの間は、新条例第20条第2項及び第20条の2の規定は、適用しない。

第1項は、施行期日について規定しています。

第2項は、新条例に基づく維持管理主任者の設置は、条例施行日（令和4年4月1日）以後に広告物等の許可申請等をするものから必要になり、条例施行日前の許可申請等には、旧条例が適用されることを規定しています。

第3項は、新条例に基づく有資格者による点検は、条例施行日（令和4年4月1日）以後に継続許可を申請するものから必要になり、条例施行日前の継続許可申請には、旧条例が適用されることを規定しています。

第4項は、旧条例の許可を受けている広告物等については、その許可期間が満了するまでの間は、新条例に基づく維持管理主任者の設置及び有資格者による点検を必要としないことを規定しています。

- 附則（令和7年2月条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第1項は、施行期日について規定しています。

第2項は、旧条例下で行われた行為に対する罰則の適用に関する経過措置です。

申請等の窓口

屋外広告物の申請・届出	都市整備局 景観調整課
工作物の申請（高さ4mを超えるもの）	建築局 建築指導課 指定確認検査機関
道路占用の申請（道路占用をするもの）	【市道・県道】各区土木事務所 【国道】国土交通省 各国道事務所
道路使用の申請（道路使用をするもの）	各所轄警察署
街づくり協議、建築協定、地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール（該当地区の場合）	都市整備局 各担当課 （青葉区は青葉区 区政推進課）
都市景観協議の申出（該当地区の場合）	【関内地区・山手地区】都市整備局 関内関外事業推進課 【MM中央地区】都市整備局 横浜駅・みなとみらい事業推進課 【MM新港地区】港湾局 整備推進課

各区土木事務所

名称	所在地	電話番号
青葉土木事務所	〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31-1	045(971)2300
旭土木事務所	〒241-0032 旭区今宿東町 1555	045(953)8801
泉土木事務所	〒245-0024 泉区和泉中央北 5-1-2	045(800)2532
磯子土木事務所	〒235-0016 磯子区磯子 3-14-45	045(761)0081
神奈川土木事務所	〒221-0801 神奈川区神大寺 2-28-22	045(491)3363
金沢土木事務所	〒236-0014 金沢区寺前 1-9-26	045(781)2511
港南土木事務所	〒233-0004 港南区中央通 10-1	045(843)3711
港北土木事務所	〒222-0037 港北区大倉山 7-39-1	045(531)7361
栄土木事務所	〒247-0007 栄区小菅ヶ谷 1-6-1	045(895)1411
瀬谷土木事務所	〒246-0022 瀬谷区三ツ境 153-7	045(364)1105
都筑土木事務所	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045(942)0606
鶴見土木事務所	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-28-1	045(510)1669
戸塚土木事務所	〒244-0003 戸塚区戸塚町 2974-1	045(881)1621
中土木事務所	〒231-0023 中区山下町 246	045(641)7681
西土木事務所	〒220-0055 西区浜松町 12-6	045(242)1313
保土ヶ谷土木事務所	〒240-0005 保土ヶ谷区神戸町 61	045(331)4445
緑土木事務所	〒226-0025 緑区十日市場町 876-13	045(981)2100
南土木事務所	〒232-0024 南区浦舟町 2-33	045(341)1106

【建築局 建築指導課（工作物の申請）】

〒231-0005 中区本町 6丁目 50番地の10 市庁舎 25階 TEL045(671)4536

【都市整備局 都市計画課（用途地域に関する問合せ）】

〒231-0005 中区本町 6丁目 50番地の10 市庁舎 22階 TEL045(671)3510

横浜市屋外広告物条例及び同解説

令和8年4月 発行

発行 横浜市都市整備局